

コスモス ニュースレター EMC & 安全

Cosmos Newsletter on EMC & Safety

発行日 2024-11-01 No. 169

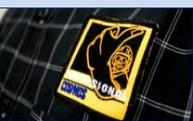
株式会社 コスモス・コーポレーション Cosmos Corporation
〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地-1

<https://www.safetyweb.co.jp/>

記事の配列は、概ね、国際規格を最初におき、米、欧、オセアニア、アジアの順です。

コスモス ニュースレター EMC & 安全 目次

エグゼクティブサマリー Executive Summary	2
IEC: 規格解説: CISPR 11 第 7.0 版 2024-02 工業、科学、医療機器 – 限度値と測定方法(2/3) ...	3
IEC: 新規格リスト	6
ISO: 新規格リスト	10
UNECE: 国連規制 No. 171: 世界中で運転支援システム(DCAS)を展開する道が開かれる	11
国際テーマ: IECEE ピアアセッサー年次研修が無事に終了	12
国際テーマ: 韓国初のサイバーセキュリティに関する国際試験所	13
国際テーマ: ヨルダンとシリアの新しい通信機器規制	13
国際テーマ: コスモス・ニュースから各国認証関連情報を再掲	14
<hr/>	
USA: FCC: TPMS センサー: Continental 社に対する Part 15 の適用免除の修正を承認	15
USA: FCC: 委員長、6 GHz 帯の運用を超低電力デバイスに拡大することを提案	15
USA: FCC: KDB: TCB: 機器認可前に、どのデバイスが FCC のガイダンスを必要とするか? ..	16
USA: FCC: KDB: 送信機モジュールデバイスと、その組み込み機器に関するガイダンス	17
USA: FCC: KDB: 5.925~7.125 GHz 帯 U-NII 6 GHz デバイスの証明取得のための要求事項 ..	18
USA: FCC: KDB: Part 25 トランシーバーに関する機器認可ガイダンスは?	19
USA: DOE: 省エネプログラム: 最近の連邦官報による通知	20
USA: FDA: CDRH: 2025 年度に公布予定、作成予定、そして今後改訂を要するもののリスト ..	20
USA: ANSI/UL: 新規格リスト	21
USA: IEEE: 新規格リスト	22
カナダ: ISED: 5925~7125 MHz 帯 RLAN デバイスの無線標準仕様、RSS-248 第 3 版	22
カナダ: カナダ保健省告示: レーザ製品に関する新しい要求事項	23
<hr/>	
EU: イベント データ レコーダー: 2024/7/26/付け委員会委任規制 (EU) 2024/2220 が発行	26
EU: ヘルスクエア製品の無菌処理に関する規格が医療機器規制の整合規格に追加	26
UK: 機械及び低電圧機器に関する指定規格の変更案が発行	27
EU: CENELEC: 新規格リスト	27
EU: ETSI: 新規格リスト	29
オーストラリア: AS/NZS 新規格リスト	29
<hr/>	
中国: CQC: 電動自転車の CCC 認証への新版規格の実施に関する通知	30
中国: CQC: 電気自動車の伝導式充電システム用ケーブルに適用する安全認証実施規則の更新 ..	30
中国: CQC: 家庭用及び類似用途の電気機器の外部電源アダプタ、充電器等の新規格の実施 ..	31
中国: CQC: 家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証に関する改訂	32
中国: CQC: 電気電子製品等の強制性認証への新版規格 YD/T 2583.18-2024 の実施	33
中国: CQC: “三同”製品 モニタの認証開始に関する通知	33
中国: CQC: 照明器具の強制認証への新版規格と新版認証規則の実施に関する通知	34
中国: CQC: LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証技術規範と実施規則の改訂	34
中国: 新規格リスト	35
台湾: BSMI: 「電力変換システムに実施する自主性製品検査の関連規定」を公布し、即日施行 ..	38
台湾: BSMI: 「検査対象のモータ製品の関連検査規定」を改正し、即日施行	38
台湾: 新規格リスト	39
韓国: 「簡易無線局・宇宙局・地球局の無線設備等の技術基準」一部改正 (案)	39
韓国: KS 新規格リスト	40
<hr/>	
総務省: IEC: CISPR: 国際無線障害特別委員会の本年度の開催概要とその会議への対処方針 ..	42
総務省: 吸収電力密度の許容値の導入等: 無線設備規則等の一部を改正する省令案の意見募集 ..	43
総務省: 搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムの導入等のための制度整備: 省令案	44
総務省: 情報通信審議会 情報通信技術分科会 AFC システム運用検討アドホックグループ	45
経済産業省: 日本産業規格 (JIS) を制定・改正しました (2024 年 10 月分)	46
<hr/>	
ちょっといっぴく~小クイズコーナー カナダのレーザ製品規制について	14
コスモス・コーポレーション: 自動車部品の耐水試験についてのご案内	25
社長の独り言	47



IEC: 規格解説: CISPR 11 第 7.0 版 2024-02 工業、科学、医療機器 - 限度値と測定方法(2/3)

- CISPR 11 第 7.0 版 工業、科学、医療機器(ISM 機器) - 無線周波数妨害特性 - 限度値と測定方法が、2024-02 付けで発行された。本第 7 版は、2015 年に発行された第 6 版、修正 1: 2016、及び修正 2: 2019 をキャンセルして置き換える。この版は技術的な改訂版である。

UNECE: 新たな国連規制により、世界中で運転支援システム(DCAS)を展開する道が開かれる

- 運転者制御支援システム(DCAS)に関する新たな国連規制が、2024 年 3 月のセッションで UNECE 世界車両規則調和フォーラム(WP.29)により採択されていたが、今回発効した。
- 9 月 30 日に発効した規制 171 号は、DCAS の安全性とパフォーマンス要件を規定している。ドライバーが常に対応可能で関与していることを保証するために、ドライバーの関与不足が検出された場合に効果的な警告戦略を義務付けている。

USA: FCC: 委員長、6 GHz 帯の運用を超低電力デバイスに拡大することを提案

- FCC の委員長は、6 GHz 帯の利用を超低電力(VLP)デバイスに拡大する新しい規則を提案した。この新規則により、6 GHz 帯で運用されている既存の要免許サービスを保護しつつ、6 GHz 帯の U-NII-6 (6.425~6.525 GHz)及び U-NII-8 (6.875~7.125 GHz)の部分の 350 MHz のスペクトラムにわたって、U-NII-5 (5.925~6.425 GHz)及び U-NII-7 (6.525~6.875 GHz)帯で最近承認されたものと同じ電力レベルならびに技術的/運用上の保護で、超低電力(VLP)クラスの免許不要デバイスが運用できるようになる。

EU: イベント データ レコーダー: 2024/7/26/付け委員会委任規制 (EU) 2024/2220 が発行

- 本規制は、欧州議会および理事会の規制 (EU) 2019/2144 を補足するものであり、この補足は、イベント データ レコーダーに関する大型モーター車両を型式承認するための特定の試験手順と技術要件に関する詳細な規則を規定する。

総務省: IEC: CISPR: 国際無線障害特別委員会の本年度の開催概要とその会議への対処方針

- CISPR 会議本年度の開催概要: 令和 6 年 11 月 5 日から 11 月 15 日までの間、Web 会議において開催予定 (A 小委員会は 10 月 21 日から 10 月 25 日まで東京 (日本) において、D 小委員会は 10 月 14 日から 10 月 18 日までブダペスト (ハンガリー) において開催予定)
- ここでは次の文書から会議対処方針を抜粋で報告する。「電波利用環境委員会報告 概要～CISPR の審議状況及び会議対処方針について～資料 182-3-1 令和 6 年 10 月 10 日 電波利用環境委員会」

総務省: 吸収電力密度の許容値の導入等: 無線設備規則等の一部を改正する省令案の意見募集

- 諮問第 2035 号「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針値の導入等」について一部答申がなされ、6 GHz を超える周波数帯に対して吸収電力密度による指針値を適用することとされた。併せて、諮問第 2042 号「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「6 GHz~10 GHz における吸収電力密度の測定方法等」に対して、6 GHz を超え 10 GHz 以下の周波数帯における吸収電力密度の測定方法が一部答申された。
- 今般、これらを踏まえた制度整備を行うため、無線設備規則等の一部を改正する省令案等を作成し、当該省令案等に対して意見募集を行う。

IEC: 規格解説: CISPR 11 第 7.0 版 2024-02 工業、科学、医療機器 – 限度値と測定方法(2/3)



Summary

CISPR 11 第 7.0 版 工業、科学、医療機器(ISM 機器) – 無線周波数妨害特性 – 限度値と測定方法が、2024-02 付けで発行された。

本第 7 版は、2015 年に発行された第 6 版、修正 1: 2016、及び修正 2: 2019 をキャンセルして置き換える。この版は技術的な改訂版である。この版には、以前の版に対する次の重要な技術的変更が含まれている:

- a) 共通エミッション規格で規定されている要件に従って、グループ 1 機器の 1 GHz を超える周波数範囲での放射妨害に対する限度値を導入。
- b) 共通エミッション規格で規定されている要件に従って、有線ネットワーク ポートでの伝導妨害に対する限度値を導入。
- c) 無線送/受信機能を組み込んだ機器に対する要件を導入。
- d) さまざまなタイプのロボットの定義を導入。
- e) ロボットの測定セットアップや動作モードなど、ロボットを測定する際の特定の条件を規定。

本第 7 版には、第 6 版の Amd. 1、Amd. 2 による変更は既存のものとして含まれておりますが、本解説記事では今回の新規変更点としては、扱っておりません。

第 6 版の Amd. 1、Amd. 2 による変更のそれぞれの内容は、過去の規格解説記事を参照ください。第 6 版の Amd. 1 は既刊の本誌 No. 89(2017/8)、及び第 6 版の Amd. 2 は、既刊の本誌 No. 108(2019/5)と No. 109(2019/6)です。

各見出し直後のイタリック体のテキストは規格本体のものでなく、筆者による解釈テキストです。

本解説記事は、本第 7 版に加えられた新規規定、並びに従来からの規定で変更がないものも骨格部分について述べ、本規格の最新概要をお伝えします。

6.3 試験サイトで測定されるグループ 2 機器

6.3.1.3 周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz(6.3.1 伝導妨害の限度値)での変更

AC 主電源ポートにおける妨害電圧の限度値は、今回変更なし。その値は、表 12 および表 13 に示されている。

今版で新規追加されたのは、有線ネットワーク ポートでの伝導妨害の限度値である。

「試験サイトで測定される機器の周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz における有線ネットワーク ポートでの伝導妨害の限度値は、グループ 1 機器と同様に表 7 (試験サイトで測定される伝導妨害の限度値(有線ネットワークポート)) に示される。」が追加された。

6.3.2.4 周波数範囲 1 GHz ~ 18 GHz(6.3.2 電磁放射妨害の限度値)での規定

電磁放射妨害の限度値表、表 17 ~ 表 19 の使用方法が解説されている。

「機器は、表 17 の限度値 (ピーク限度値) を満たすか、そうでなければ、少なくとも表 18 (加重平均限度値) または表 19 (APD 測定) の限度値のいずれかを満たす必要がある(9.4.1 の決定ツリー、図 17 を参照)。」

6.3.1 伝導妨害の限度値

6.3.1.3 周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz

試験サイトで測定される機器の、周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz の低電圧 AC 主電源ポートにおける妨害電圧の限度値は、表 12 および表 13 に示されている。50 Ω/50 μH CISPR 擬似電源回路網 (V-AMN) または CISPR 電圧プローブ (7.3.3 および図 1 を参照) を使用して測定すること。但し、表 1 に記載されている ITU 指定の周波数帯域には限度値が適用されない。

(Ed. 7で追加+++) 試験サイトで測定される機器の周波数範囲 150 kHz ~ 30 MHz における有線ネットワークポートでの伝導妨害の限度値は、グループ1 機器と同様に表7 (試験サイトで測定される伝導妨害の限度値(有線ネットワークポート)) に示される。

6.3.2 電磁放射妨害の限度値

6.3.2.3 周波数範囲 150 kHz ~ 1 GHz

表 1 に記載されている ISM 用指定周波数範囲を除き、グループ 2 クラス A 機器の周波数範囲 150 kHz ~ 1 GHz の電磁放射妨害限度値は表 14 に、グループ 2 クラス B 機器の周波数範囲 150 kHz ~ 1 GHz の電磁放射妨害限度値は表 16 に規定されている。表 14 および表 16 の限度値は、表 1 の脚注 a に従って免除されていないすべての周波数のすべての電磁妨害に適用される。

6.3.2.4 周波数範囲 1 GHz ~ 18 GHz

周波数範囲 1 GHz ~ 18 GHz の限度値は、400 MHz を超える周波数で動作するグループ 2 機器にのみ適用される。表 17 ~ 表 19 に指定されている限度値は、表 1 に記載されている指定 ISM 帯域外で発生する RF 妨害にのみ適用される。

周波数範囲 1 GHz ~ 18 GHz の電磁放射妨害の限度値は、表 17 ~ 表 19 に規定されている。機器は、表 17 の限度値 (ピーク限度値) を満たすか、または少なくとも表 18 (加重平均限度値) または表 19 (APD 測定) の限度値のいずれかを満たす必要がある (9.4.1 の決定ツリー、図 17 を参照)。

7 測定要件

7.1 一般

本第7項で規定された要件は、第6項で規定された限度値とともに、この文書の必須 EMC 要件を構成する。本 Ed. 7 ではこの箇所から、「試験 サイトでの測定において機器のある型式が必須 EMC 要件と適合することの検証を型式試験と称する」という表現が削除された。

無線機能を備えた機器に関して、「無線機能を備えた機器については、附属書 F (無線機能を備えた機器の追加要件) の追加要件が適用される」という規定が追加された。

7.5 試験対象機器(EUT)の構成(コンフィギュレーション)では、
一般項(7.5.1)では、「供試品の代表的な適用例に矛盾しないように、機器の構成(コンフィギュレーション)を変えることにより、妨害レベルが最大化されること」等々従来の規定を踏襲している。EUT ケーブル及び部品項(7.5.2) では、「有線ネットワークポートで伝導妨害測定を実行する場合、EUT は CISPR 32 に従って配置および操作すること」が追加された。

ロボットの測定項(7.5.4)が新設された。

「放射エミッションの場合、EUT 境界は、ロボットのすべての固定部分及び対応する EUT ケーブルのフットプリントを完全に囲む最小の円とし、通常動作中に移動するロボットの部分は無視する; 例を図 5 に示す」と規定している。

ここで、EUT 境界の決め方の参考図「図 5 - 伸縮式可動式アームを備えたロボットの放射妨害測定のための EUT 境界(EUT boundary)の決定」が規定された。

各種ロボットに対する試験セットアップが、図 7、図 8、及び図 9 で示されている。

7.6 EUT の負荷条件では、

試験対象機器の負荷条件が、本サブ条項で規定されている。本サブ条項でカバーされていない機器は、機器の操作マニュアルに記載されている通常の操作手順に準拠しながら、発生する妨害を最大化するように操作する必要がある」と、各種機器に対する負荷条件が従来と変更なしで、規定されている。

この後に、「7.6.11 ロボット」が新設された:

「ロボットは、取扱説明書に従って、意図されたアプリケーションでの通常の使用を代表する動作モードと負荷条件で試験すること。

ロボットの適合性評価 compliance evaluation では、固定ロボットの場合は表 22、移動ロボットの場合は表 23 に記載されている各動作モードを考慮すること。

適合性評価は、①各動作モードを個別に試験する、あるいは、

②エンジニアリング分析 (測定、及びロボットの特性と設計についての分析の両方を含むことができる) を実行してから、適用される限度値に対して最高のエミッションレベルをもたらす動作モードを決定し、その後そのモードで最終測定を実行すること。」

7.1 一般

第 7 項で規定された要件は、第 6 項で規定された限度値とともに、この文書の必須 EMC 要件を構成する。この箇所から、(以下削除 XXX)「試験 サイトでの測定において機器のある型式が必須 EMC 要件と適合することの検証を型式試験と称する」という表現が削除された。

試験 サイトでの測定に関する具体的な要件は第 8 項および第 9 項に、現場での測定に関する具体的な要件は第 10 項に示されている。本項の要件は、試験 サイトと現場での測定の両方で満たすこと。
(Ed. 7 で追加 +++) 無線機能を備えた機器については、附属書 F (無線機能を備えた機器の追加要件)の追加要件が適用される。

7.5 試験対象機器 EUT の構成(Configuration of equipment under test)

7.5.1 一般

供試品の代表的な適用例に矛盾しないように、機器のコンフィギュレーション Configuration を変えることにより、妨害レベルを最大化すること。卓上型 EUT からの放射妨害波を測定するための一般的なセットアップ set up の例を図 3 に示す。測定配置 measurement arrangement は、通常の設定方法 normal installation practice の典型的なものであり、ターンテーブルの垂直軸を中心に実施すること、等々、従来の規定を踏襲している。

7.5.2 EUT のケーブルと部品

従来と同じ規定に加えて、

(Ed 7 で追加+++) 有線ネットワークポートで伝導妨害測定を実行する場合、EUT は CISPR 32 に従って配置および操作すること。

(Ed 7 で追加 +++以下の項目全体)

7.5.4 ロボットの測定

ロボットの妨害測定には、以下の条件が適用される:

- 放射エミッションの場合、EUT 境界 EUT boundary は、ロボットのすべての固定部分及び対応する EUT ケーブルのフットプリントを完全に囲む最小の円とし、通常動作中に移動するロボットの部分は無視する; 例を図 5 に示す。

ただし、限度値を外

れるエミッションが、ロボットの動作中に EUT 境界外にある可能性のある可動アーム/要素の一部から発生していると推定される場合は、これを調査し、確認すること。これが確認された場合は、ロボットの可動アーム/要素のこの特定の部分から限度値距離 limit distance に測定アンテナを再配置してエミッションを再測定すること。この場合、調査と再測定から得られた結果は、試験レポートに文書化すること。

- EUT の配置 arrangement は、ロボットの可動部分が通常動作と同様に試験中に自由に移動できるようにする必要がある。

- 固定式ロボットの場合、いかなる場合でも設置指示 installation instructions を遵守すること。ロボットの安定した動作を確保するため、ロボットはしっかりと固定し、設置手順で要求されている以

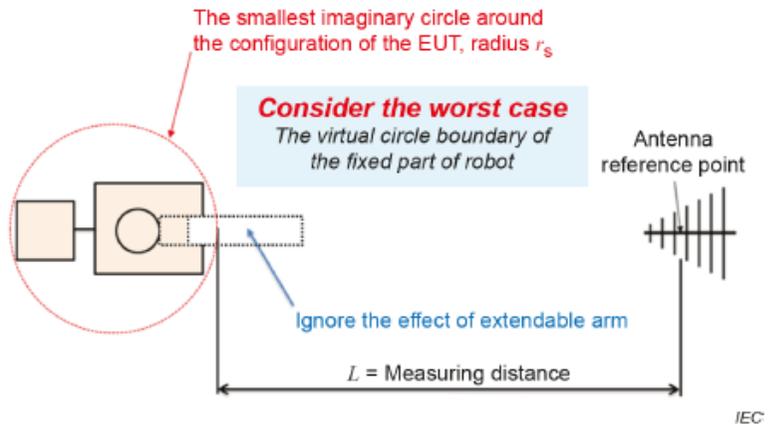


図 5 - 伸縮式/可動式アームを備えたロボットの放射妨害測定のための EUT 境界 EUT boundary の決定

下の電気条件のいずれかを満たす必要がある:

- 絶縁されたまま、または
- 専用の接地点に接地。

d) 移動ロボットは、ロボットの推進システムが自由に移動できる絶縁サポートを使用して、必要な高さ《EUTが床置き型か卓上型か、そして、測定が放射型か、VCP (Vertical coupling plane) 付きの伝導型か、VCPなしの伝導型か、に応じて、最大 15 cm、40 cm、または 80 cm までの高さ》でグラウンドプレーン上に支持するものとする。最大許容厚さの絶縁サポートを使用してロボットの推進システムが自由に移動できない場合は、必要に応じて厚さを増やすことができる。この場合、絶縁サポートの実際の厚さは試験レポートに記録するものとする。

床置き型ロボットのセットアップ例を図 6 と図 7 (それぞれ伝導妨害測定と放射妨害測定用) に示す。一方、図 8 と図 9 は、組み合わせ combination EUT (床置き型と、卓上/壁掛け型ユニットで構成) の例を示している。

図 6 – 床置き型ロボットシステムでの伝導妨害測定のための代表的な試験 セットアップの例
図 7 – 床置き型ロボットシステムでの放射妨害測定のための代表的な試験 セットアップの例
図 8 – 組み合わせロボットシステムでの伝導妨害測定のための代表的な試験 セットアップの例
図 9 – 組み合わせロボットシステムでの放射妨害測定のための代表的な試験 セットアップの例

7.6 EUT の負荷条件

7.6.1 一般

試験対象機器の負荷条件が、本サブ条項で規定されている。本サブ条項でカバーされていない機器は、機器の操作マニュアルに記載されている通常の操作手順に準拠しながら、発生する妨害を最大化するように操作する必要がある。

(Ed. 7 で追加 +++ 以下の項目全体)

7.6.11 ロボット

ロボットは、取扱説明書に従って、意図されたアプリケーションでの通常の使用を代表する動作モードと負荷条件で試験すること。

ロボットの適合性評価 compliance evaluation では、固定ロボットの場合は表 22、移動ロボットの場合は表 23 に記載されている各動作モードを考慮すること。

適合性評価は、以下のように実施のこと:

- ①各動作モードを個別に試験する、あるいは、
- ②エンジニアリング分析 (測定、及びロボットの特性と設計についての分析の両方を含むことができる) を実行してから、適用される限度値に対して最高のエミッションレベルをもたらす動作モードを決定し、その後そのモードで最終測定を実行すること。

表 22 – 固定ロボットの動作モード

動作モード	説明
モード 1	ロボットは電源がオンになっているが、動作はアイドルモード (静的状態)
モード 2	定格負荷、定格速度、定義された最大姿勢および軌道 (ISO 9283:1998[16] の 6.8 を参照する立方体の位置など) での通常動作モード
モード 3	モード 2 に類似しているが、対応するすべてのパラメータ (負荷など) を指定範囲のほぼ中央に設定

表 23 – 移動ロボットの動作モード ここでは省略

次号に続く

[CISPR 11:2024 CMV](#)

<https://webstore.iec.ch/en/publication/91954>

"The author thanks the International Electrotechnical Commission (IEC) for permission to reproduce information from its website. All such extracts are copyright of IEC, Geneva, Switzerland. All rights reserved. Further information on the IEC is available from www.iec.ch. IEC has no responsibility for the placement and context in which the extracts and contents are reproduced by the author, nor is IEC in any way responsible for the other content or accuracy therein."

Source: IEC, Geneva, Switzerland

IEC: 新規格リスト

Just Published from 2024-09-21 up to 2024-10-20

COR: Corrigendum、CMV: Commented version、CSV: Consolidated version、EXV: extended version*、PAS: Publicly Available Specifications、PRV: Prerelease version、RLV: Redline version、SER: Series

* <https://webstore.iec.ch/Webstore/webstore.nsf/xpFAQ.xsp?OpenXPage&id=GFOT-AFJNWG>

EMC 関連

規格番号	タイトル
CISPR TR 16-4-6:2024	無線妨害並びにイミュニティ測定装置及び測定方法の仕様書－第 4-6 部:不確かさ、統計値及び限度値モデリング－無線周波数干渉(RFI)に関する統計と現場での測定による検証 Specification for radio disturbance and immunity measuring apparatus and methods - Part 4-6: Uncertainties, statistics and limit modelling – Statistics on radio frequency interference (RFI) and verification by measurements in the field

EMC、安全 SAFETY 関連

規格番号	タイトル
IEC 60364-4-44:2024 PRV	低電圧電気設備－第 4-44 部:安全防護－電圧妨害及び電磁妨害に対する防護 Low-voltage electrical installations - Part 4-44: Protection for safety - Protection against voltage disturbances and electromagnetic disturbances
IEC 60947-2:2024 RLV	低電圧開閉装置及び制御装置－第 2 部:回路遮断器 Low-voltage switchgear and controlgear - Part 2: Circuit-breakers
IEC 61557-1:2019+AMD1:2024 CSV	1000 V a.c.及び 1500 V d.c.以下の低電圧配電システムの電気的安全性－保護措置試験、計測又は監視用機器－第 1 部:一般要求事項 Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V AC and 1 500 V DC - Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures - Part 1: General requirements
IEC 61557-1:2019/AMD1:2024	修正票 1－1000 V a.c.及び 1500 V d.c.以下の低電圧配電システムの電気的安全性－保護措置試験、計測又は監視用機器－第 1 部:一般要求事項 Amendment 1 - Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V AC and 1 500 V DC - Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures - Part 1: General requirements

安全 SAFETY 関連

規格番号	タイトル
ISO/IEC/IEEE 41062:2024	ソフトウェア工学－ライフサイクルプロセス－ソフトウェア取得 Software engineering - Life cycle processes - Software acquisition
IEC 60079:2024 SER	爆発性雰囲気－すべての部 Explosive atmospheres - ALL PARTS
IEC 60308:2024	水車－制御システムの試験 Hydraulic turbines - Testing of governing systems
IEC 60335-2-40:2024 PRV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-40 部:電気ヒートポンプ、エアコンディショナ及び除湿機の特定制要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-40: Particular requirements for electrical heat pumps, air-conditioners and dehumidifiers
IEC 60335-2-81:2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-81 部:足温器及び暖房マットの特定制要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-81: Particular requirements for foot warmers and heating mats
IEC 60335-2-81:2024 CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-81 部:足温器及び暖房マットの特定制要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-81: Particular requirements for foot warmers and heating mats
IEC 60335-2-81:2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-81 部:足温器及び暖房マットの特定制要求事項

	Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-81: Particular requirements for foot warmers and heating mats
IEC 60335-2-81:2024 EXV-CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-81 部:足温器及び暖房マットの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-81: Particular requirements for foot warmers and heating mats
IEC 60335-2-82:2024	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-82 部:アミューズメントマシン及びパーソナルサービスマシンの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-82: Particular requirements for amusement machines and personal service machines
IEC 60335-2-82:2024 CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-82 部:アミューズメントマシン及びパーソナルサービスマシンの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-82: Particular requirements for amusement machines and personal service machines
IEC 60335-2-82:2024 EXV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-82 部:アミューズメントマシン及びパーソナルサービスマシンの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-82: Particular requirements for amusement machines and personal service machines
IEC 60335-2-82:2024 EXV-CMV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-82 部:アミューズメントマシン及びパーソナルサービスマシンの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-82: Particular requirements for amusement machines and personal service machines
IEC 60335-2-83:2024 EXV-RLV	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-83 部:屋根排水用加熱雨水ますの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-83: Particular requirements for heated gullies for roof drainage
IEC 60335-2-111:2024	家庭用及び類似の電気機器－安全性－第 2-111 部:非可とう性加熱部をもつ電気オンドルマットの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-111: Particular requirements for electric ondol mattress with a non-flexible heated part
IEC 60335-2-111:2024 RLV	家庭用及び類似の電気機器－安全性－第 2-111 部:非可とう性加熱部をもつ電気オンドルマットの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-111: Particular requirements for electric ondol mattress with a non-flexible heated part
IEC 60335-2-111:2024 EXV	家庭用及び類似の電気機器－安全性－第 2-111 部:非可とう性加熱部をもつ電気オンドルマットの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-111: Particular requirements for electric ondol mattress with a non-flexible heated part
IEC 60335-2-111:2024 EXV-RLV	家庭用及び類似の電気機器－安全性－第 2-111 部:非可とう性加熱部をもつ電気オンドルマットの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-111: Particular requirements for electric ondol mattress with a non-flexible heated part
IEC 60670-1:2024 PRV	家庭用及び類似の固定電気設備の電気附属品のボックス及びエンクロージャー 第 1 部:一般要求事項 Boxes and enclosures for electrical accessories for household and similar fixed electrical installations - Part 1: General requirements
IEC 60670-24:2024 PRV	家庭用及び類似の固定電気設備の電気附属品のボックス及びエンクロージャー 第 24 部:ハウジング保護装置及び類似の電力消費装置のためのエンクロージャの特定要求事項 Boxes and enclosures for electrical accessories for household and similar fixed electrical installations - Part 24: Particular requirements for enclosures for housing protective devices and other power dissipating electrical equipment
IEC 61557-10:2024	1000 V a.c.及び 1500 V d.c.以下の低電圧配電システムの電氣的安全性－保護措置試験、計測又は監視用機器－第 10 部:複合計測機器 Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V AC and 1 500 V DC - Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures - Part 10: Combined measuring equipment

IEC 61557-10:2024 CMV	1000 V a.c.及び 1500 V d.c.以下の低電圧配電システムの電氣的安全性－保護措置試験。計測又は監視用機器－第 10 部:複合計測機器 Electrical safety in low voltage distribution systems up to 1 000 V AC and 1 500 V DC - Equipment for testing, measuring or monitoring of protective measures - Part 10: Combined measuring equipment
IEC 61784-3-19:2024	工業用コミュニケーションネットワークプロファイル－第 3-19 部:機能安全フィールドバス－CPF 19 の追加仕様 Industrial communication networks – Profiles – Part 3-19: Functional safety fieldbuses – Additional specifications for CPF 19
IEC/IEEE 62582-1:2024 RLV	原子力発電所－安全にとって重要な計装及び制御－電気機器の状態監視方法－第 1 部:一般 Nuclear power plants - Instrumentation and control important to safety - Electrical equipment condition monitoring methods - Part 1: General
IEC/IEEE 62582-1:2024	原子力発電所－安全にとって重要な計装及び制御－電気機器の状態監視方法－第 1 部:一般 Nuclear power plants - Instrumentation and control important to safety - Electrical equipment condition monitoring methods - Part 1: General
IEC 62770:2024	電気技術用途の流体－変圧器及び類似電気機器用の未使用天然エステル Fluids for electrotechnical applications - Unused natural esters for transformers and similar electrical equipment
IEC 62770:2024 CMV	電気技術用途の流体－変圧器及び類似電気機器用の未使用天然エステル Fluids for electrotechnical applications - Unused natural esters for transformers and similar electrical equipment
IEC 62841-2-3:2020+AMD1:2024 CSV	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-3 部:ハンドヘルドグラインダー、ディスクタイプポリッシャー、ディスクタイプサンダーの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 2-3: Particular requirements for hand-held grinders, disc-type polishers and disc-type sanders
IEC 62841-2-3:2020/AMD1:2024	修正票 1－電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-3 部:ハンドヘルドグラインダー、ディスクタイプポリッシャー、ディスクタイプサンダーの特定要求事項 Amendment 1 - Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 2-3: Particular requirements for hand-held grinders, disc-type polishers and disc-type sanders
IEC 62841-3-8:2024	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-8 部:可搬形単軸垂直モルダの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-8: Particular requirements for transportable single spindle vertical moulders
IEC 62841-3-8:2024 EXV	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-8 部:可搬形単軸垂直モルダの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-8: Particular requirements for transportable single spindle vertical moulders
IEC 62841-3-14:2017+AMD1:2024 CSV	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-14 部:可搬形ドレンクリーナの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-14: Particular requirements for transportable drain cleaners
IEC 62841-3-14:2017/AMD1:2024	修正票 1－電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-14 部:可搬形ドレンクリーナの特定要求事項 Amendment 1 - Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 3-14: Particular requirements for transportable drain cleaners
IEC 62841-4-4:2020+AMD1:2024 CSV	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 4-4 部:芝生トリマー、芝生エッジトリマー、グラストリマー、ブラシカッター、ブラシソーの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden

	machinery - Safety - Part 4-4: Particular requirements for lawn trimmers, lawn edge trimmers, grass trimmers, brush cutters and brush saws
IEC 62841-4-4:2020/AMD1:2024	修正票 1－電動式手持形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 4-4 部:芝生トリマー、芝生エッジトリマー、グラストリマー、ブラシカッター、ブラシソーの特定要求事項 Amendment 1 - Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 4-4: Particular requirements for lawn trimmers, lawn edge trimmers, grass trimmers, brush cutters and brush saws
IEC TS 63331:2024	家庭用電気食器洗い機－食器洗いプロセスの微生物学的有効性を測定する方法 Electric dishwashers for household use - Methods for measuring the microbiological efficacy of the dishwashing process
IEC/IEEE 63332-387:2024	原子力施設－電力システム－予備電源として適用されるディーゼル発電機 Nuclear facilities - Electrical power systems - Diesel generator units applied as standby power sources
IEC TR 63368:2024	高電圧直流 (HVDC) 送電システムの制御および保護システム－オフサイトリアルタイムシミュレーション試験 Control and protection systems for high-voltage direct current (HVDC) power transmission systems - Off-site real-time simulation testing
IEC 63399:2024	家庭用電気炊飯器及び類似の電気炊飯器－性能測定方法 Household and similar electrical rice cookers - Methods for measuring the performance
IEC 63522-6:2024 PRV	電気式リレー－試験及び測定値－第 6 部:接触回路抵抗または電圧降下 Electrical relays - Tests and measurements - Part 6: Contact-circuit resistance or voltage drop
IEC 63522-36:2024 PRV	電気式リレー－試験及び測定値－第 36 部:火災の危険 Electrical relays - Tests and measurements - Part 36: Fire hazard
IEC 63522-39:2024 PRV	電気式リレー－試験及び測定値－第 39 部:挿入力及び引き抜き力 Electrical relays - Tests and measurements - Part 39: Insertion and withdrawal force
IEC 63522-43:2024 PRV	電気式リレー－試験及び測定値－第 43 部:保証トラッキング指数 (PTI) Electrical relays - Tests and measurements - Part 43: Proof tracking index (PTI)

省エネルギー関連

--	--

その他

--	--

IEC Just Published

<https://webstore.iec.ch/justpublished?ref=menu>

"The author thanks the International Electrotechnical Commission (IEC) for permission to reproduce information from its website. All such extracts are copyright of IEC, Geneva, Switzerland. All rights reserved. Further information on the IEC is available from www.iec.ch. IEC has no responsibility for the placement and context in which the extracts and contents are reproduced by the author, nor is IEC in any way responsible for the other content or accuracy therein."

Source: IEC, Geneva, Switzerland

ISO: 新規格リスト

VOL. 55, #No. 39, September 27, 2024- VOL. 55, #No. 42, October 2024

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards

ISO Standards

Road vehicles (TC 22)	
ISO/TS 21934-2:2024	Road vehicles - Prospective safety performance assessment of pre-crash technology by virtual simulation - Part 2: Guidelines and requirements for application, \$278.00

ISO 24581:2024	Road vehicles - General requirements and test methods of in-vehicle optical harnesses for up to 100 Gbit/s communication, \$278.00
Nuclear energy (TC 85)	
ISO 8690:2024	Measurement of radioactivity - Gamma ray and beta emitting radionuclides - Test method to assess the ease of decontamination of surface materials, \$194.00
Personal safety - Protective clothing and equipment (TC 94)	
ISO 13997:2024	Protective clothing - Mechanical properties - Determination of resistance to cutting by sharp objects, \$166.00
ISO 24232:2024	Protective clothing - Protection against rain, \$81.00
Industrial trucks (TC 110)	
ISO 10896-8:2024	Rough-terrain trucks - Safety requirements and verification - Part 8: Requirements for trucks designed for towing, \$166.00
Lifts, escalators, passenger conveyors (TC 178)	
ISO 8103-1:2024	Escalators and moving walks - Part 1: Safety requirements, \$278.00
Safety of toys (TC 181)	
ISO/TR 8124-8:2024	Safety of toys - Part 8: Age determination - First age grade for the appropriate play of toys, \$194.00
Elevating Work Platforms (TC 214)	
ISO 18893:2024	Mobile elevating work platforms - Safety principles, inspection, maintenance and operation, \$194.00
Foundry machinery (TC 306)	
ISO 23779:2024	Shot blasting machinery - Safety and environmental requirements, \$194.00

[2024-PDFs - All Documents \(ansi.org\)](https://www.iso.org/committee/5383636/x/catalogue/p/1/u/0/w/0/d/0)

<https://www.iso.org/committee/5383636/x/catalogue/p/1/u/0/w/0/d/0>

Source: ANSI, ISO

UNECE: 国連規制 No. 171: 世界中で運転支援システム (DCAS)を展開する道が開かれる



Summary

運転者制御支援システム(DCAS)に関する新たな国連規制が、2024年3月のセッションで UNECE 世界車両規則調和フォーラム(WP.29)により採択されていたが、今回発効した。

9月30日に発効した規制171号は、DCASの安全性とパフォーマンス要件を規定している。ドライバーが常に対応可能で関与していることを保証するために、ドライバーの関与不足が検出された場合に効果的な警告戦略を義務付けている。

2024年10月4日



運転者制御支援システム (DCAS) に関する新たな国連規制 [United Nations Regulation on Driver Control Assistance Systems \(DCAS\)](#) が、2024年3月のセッションで UNECE 世界車両規則調和フォーラム (WP.29) により採択されていたが、今回発効した。

規制第171号では、DCASを、運転者の運転タスク全体を引き継ぐことなく、車両の縦方向および横方向の動きを継続的に制御するのを支援するシステムと定義している。DCASは、SAEレベル2に相当する自動運転システムに分類される。つまり、このようなシステムを使用している間、運転者は車両の制御の責任を負い、必要に応じて介入できるように、周囲と車両/システムのパフォーマンスを常に監視する必要がある。

9月30日に発効した規制171号は、DCASの安全性とパフォーマンス要件を規定している。ドラ

ドライバーが常に対応可能で関与していることを保証するために、ドライバーの関与不足（a lack of driver engagement）が検出された場合に効果的な警告戦略を義務付けている。

ドライバーが一部の支援システムに過度に依存する可能性に対処するために、本規制は、また、自動車メーカーが、オンライン、広告、自動車購入時のディーラーなど、利用可能なあらゆる手段を通じて、DCAS の限界とシステム使用時のドライバーの責任についてユーザーに積極的に伝えることを要求している。

国際自動車工業会（OICA）のフランソワ・ルーディエ事務局長は次のようにコメントしている。

「DCAS に関するこの新しい規制により、自動車メーカーは世界中のドライバーに強化されたレベル 2 の支援システムを提案するために必要な柔軟性を得られる。支援の強化は道路上の安全性の向上と密接に関連しており、ユーザー、メーカー、認証機関のいずれにとってもメリットとなる。」

WP.29 の自動運転車およびコネクテッドカーに関するワーキング パーティ（GRVA）の議長、リチャード・ダム氏は次のように語っている。「DCAS に関するこの新しい国連規制は、道路交通の安全性とドライバーを支援する安全な技術の導入にとって重要な一歩である。この規制により、支援システムの使用におけるドライバーの監視が現在の規制規定に比べて大幅に改善され、ドライバーの運転タスクへの関与が強化される。これにより、将来的に自動化レベルをさらに高める道が開かれるであろう。」

<https://unece.org/media/transport/Vehicle-Regulations/press/395206>

Source: UNECE

国際テーマ: IECEE ピアアセッサ一年次研修が無事に終了

Summary

IECEE ピアアセッサ一年次研修が無事に終了。

現在、合計で 400 人を超える IECEE アセッサ(主任審査員と技術審査員)がいる。



IECEE ピアアセッサ(peer assessors 相互審査員)の年次教育研修が、今年是中国で行われた。主催は TÜV Rheinland チャイナで、北京のブルマンサウスホテルのカンファレンスセンターで、9月の最終週に開催された。アジアは、もっとも IECEE アセッサ

がいる地域であり、200 人を超える人がこの研修に参加した。(写真参照)

現在、合計で 400 人を超える IECEE アセッサ(主任審査員と技術審査員)がおり、初回ならびに 3 年ごとに 3 日間の教育を受け、試験に合格しなければならない。この Nemko ニュースの編集者を含む 8 名の講師が、発表と対話形式の講義を行った。プログラムにおける新しい話題には、現在国際認証の範囲に含まれている機能安全やサイバーセキュリティに関するものもあった。

現在、IECEE には 53 の国が加盟し、93 の国内認証機関(NCBs)と約 600 の関連試験所(CBTLs/SPTLs)が IECEE の **CB スキーム**で活動している。これらの機関はすべて、初回と 3 年ごとに、IECEE 事務局(スイス・ジュネーブ)が主任審査員と技術審査員のプールから指名した審査チームによる 2、3 日の審査を受けなければならない。審査員は CB スキームに参加している他の運用者 operator の専門家であるため、この管理制度は‘相互審査 peer assessment’と呼ばれている。その目的は、発行当事者(審査する側)の資格と品質が受入側当事者(審査される側)自身のレベルに匹敵すると受入側当事者が確信できるようにすることである。

さらに、2000 を越える顧客製造者試験施設(CTFs)があり、登録している NCB による初回および定期審査の対象となっている。

IECEE/CB スキームの基本コンセプトは、それぞれの加盟国の国内認証の根拠として、試験レポートを相互受け入れすることである。現在、発行された CB 試験証明書とレポートの大部分は、市場で直接、そして該当する安全技術規格への適合性の証明として企業間で利用されている。

審査は、CB スキームについての他の情報と共に、**IECEE ウェブサイト**で公開されているさまざまな

規則や手続きなどに記載の厳しい要件に基づいて行われる。
スキームの運用者として受け入れられるための規則には、製品認証機関の場合は ISO/IEC 17065、試験所の場合は ISO/IEC 17025 という国際品質システム規格も含まれる。

(本記事は、IECEE 提供の記事に基づき、[T. Sollie](#) 氏が編集した。)

Source: [Nemko](#)

国際テーマ: 韓国初のサイバーセキュリティに関する国際試験所

Summary

Nemko コリアの試験所が、国際 IECEE/CB スキームにおける消費者向け製品のサイバーセキュリティ試験に関して韓国初の国際試験所となった。



サイバーセキュリティに関する韓国初の国際試験所 ‘[ETNEWS](#)’ (情報技術に関する韓国の日刊新聞)によると、国際 IECEE/CB スキームにおける消費者向け製品のサイバーセキュリティ試験に関して韓国初の国際試験所となったのは、ソウル郊外の龍仁(ヨンイン)市京畿道にある、Nemko コリアの試験所である。

このことにより、Nemko コリアのサイバーセキュリティ試験レポートが欧州、米国、中国を含め、国際的に認められる道が拓かれたことになる。

欧州では、消費者向け IoT 製品のサイバーセキュリティは、2025 年 8 月から必須の CE マーキングとその関連

適合性証明文書への追加要件となる。

テレビ、家電機器、空気清浄機、デジタル式ドアロックなど、IoT 機能を持つ電子機器のほとんどが、この要件の対象となる。

その他の地域の国々でも、同等の要件を既に実施しているか、実施を進行中である。

電気電子製品関連などの、IECEE CB スキームにおけるその他の運用と同様に、Nemko コリアのサイバーセキュリティの試験レポートは、IECEE の責任 [NCB](#) である Nemko ノルウェーによる国際認証の根拠として利用される。-----

(本記事は [Seungyeun Song](#) 氏提供の情報を基に、[T. Sollie](#) 氏が編集した。)

Source: [Nemko](#)

国際テーマ: ヨルダンとシリアの新しい通信機器規制

Summary

ヨルダンとシリアの新しい通信機器規制



ヨルダン・ハシェミット王国(ヨルダン)は、西アジアに位置し、シリア、イラク、サウジアラビア、イスラエル、パレスチナのヨルダン川西岸地区と国境を接している。

現在の人口は約 1200 万人で、アンマンが首都かつ最大の都市である。

ヨルダン・電気通信規制委員会([TRC](#))は、通信デバイスの新しい規制を設け、9 月 15 日から施行している。

この規制には、型式承認を改善するために大幅な変更がなされており、それには次の内容が含まれる。

- 型式承認証明書の有効期間が、以前の 3 年から 1 年になった。

- 型式承認のために提出された、規定の基準への適合性を証明する試験レポートは、[ILAC](#)加盟機関が認定した試験所から発行されたものでなければならない。
- ブランド名、製品の説明、製造業者の名称、あるいは認証保有者を変更する場合は、変更申請が必要だが、証明書の有効性には影響しない。ただし、モデル番号または技術仕様を変更する場合は、新規申請が必要となる。
- ラップトップ、プリンタ、GPS受信機、デスクトップコンピュータなどの一部のデバイスは強制型式承認を免除されるが、任意で承認を受けることは可能である。
- デバイスには、製造業者の名称、販売名、モデル名、そして [IMEI\(International Mobile Equipment Identity\)](#)(モバイルデバイス用)を含む必須情報を表示しなければならない。



シリア・アラブ共和国(シリア)もまた、西アジアの国である。同国は地中海に面し、トルコ、イラク、ヨルダン、イスラエル、レバノンに接している。人口は約 2400 万人、首都は最大の都市ダマスカスである。シリア・通信規制局(SyTPRA)は、[WiFi 6E](#) 技術の利用を管理する、新しい規制を導入した。この目的は、公共部門と民間部門の両方で WiFi 6E を利用するための、追加の周波数帯を開放し、明確な技術的パラメータを定めることにより、無線の接続性を改善することである。

この新規制の主なポイントの一部は次のとおり。

- 2400~2483.5 MHz から 57~66 GHz におよぶいくつかの周波数帯を WiFi 6E に利用することを認めた。
- 屋内用と屋外用の周波数範囲をそれぞれ定めた。
- シリアで市販または使用する前に、デバイスを新規制に適合させ、SyTRA の型式承認を取得するよう定めた。

中東および北アフリカの国々の認証の詳細やサポートは、Lars.Hjerpseth@nemko.com まで。(本記事は、CERTA Global Consulting からのメールに基づき、T. Sollie 氏が編集した。)

Source: [Nemko](#)

国際テーマ: コスモス・ニュースから各国認証関連情報を再掲

「コスモス・ニュース」で最近お届けした各国認証関連情報を再掲いたします。



<https://www.safetyweb.co.jp/news/>

株式会社 コスモス・コーポレーション Cosmos Corporation

ちょっといっぷく~小クイズコーナー カナダのレーザー製品規制について

問題: カナダの放射線発生機器規制が改正され、医療機器など一部の製品を除いてほぼすべてのレーザー製品に適用されるようになりました。以前は 2 種類のレーザー製品しかこの規制の対象となっていないませんでした。この 2 種類のレーザー製品とは何でしょうか?



答え: レーザスキャナとデモンストレーション用レーザー。

参照: <https://www.canada.ca/en/health-canada/services/health-risks-safety/radiation/everyday-things-emit-radiation/laser-products/notice-new-requirements.html>

USA: FCC: TPMS センサー: Continental 社に対する Part 15 の適用免除の修正を承認

Summary

Continental Automotive 社に対する FCC 規則の適用免除命令が修正された。2 つの適用免除条件の修正のほか、新たな適用免除条件を追加する。

この新たな適用免除条件は、同社のデバイスがドライブサイクルのキャリブレーションを完了するのに必要な時間を最小限に抑えるよう要求し、かつ、同社の TPMS センサーの完全なキャリブレーションが行われる前に発生する短いドライブサイクルに対して、送信間のより短いサイレント時間を許容するというものである。

発表日: 2024 年 10 月 11 日 採択日: 2024 年 10 月 11 日 発行日: 2024 年 10 月 11 日

2023 年 12 月 19 日付けの Continental Automotive Systems 社並びに Continental Automotive 社に対する FCC 規則セクション 15.231 (e) の適用免除命令の修正

文書の種類: 命令 担当部局: 工学技術室

概要: 本命令により、Continental Automotive 社 (以下 Continental 社) に FCC 規則パート 15 の限定的な適用免除を認めた 2023 年 12 月 19 日付けの命令(適用免除命令)を修正する正当な理由があると判断する。

DA/FCC #: DA-24-1069

文書番号: 22-382

1. 本命令により、Continental Automotive 社(Continental 社)に FCC 規則パート 15 の限定的な適用免除を認めた 2023 年 12 月 19 日の命令(適用免除命令)を修正するのに正当な理由があると判断する。具体的にいうと、前述の適用免除命令により、FCC 規則のセクション 15.231(e)が免除され、Continental 社の TPMS センサーの販売と運用が許可された。この TPMS センサーは、315 MHz 及び 433 MHz 帯域を使用して車両のタイヤ内圧を監視し、低圧状態をドライバーに警告して、タイヤのパンクやその他の故障を回避するように設計されたものであった。この適用免除命令には、同社のデバイスが既存のユーザーに対して有害な干渉を起こす可能性を制限しつつ、車両アプリケーションへの導入を可能にするため、複数の条件が含まれていた。今回の命令において、**2 つの適用免除条件を修正し、新たな適用免除条件を追加する。**この新たな適用免除条件は、同社のデバイスがドライブサイクルのキャリブレーションを完了するのに必要な時間を最小限に抑えるよう要求し、かつ、同社の TPMS センサーの完全なキャリブレーションが行われる前に発生する短いドライブサイクルに対して、送信間のより短いサイレント時間を許容するというものである。

2. 2024 年 5 月 15 日、Continental 社は FCC に対し、TPMS センサーの初期キャリブレーション中に、より頻繁な送信での動作を認める適用免除命令の条件を明確にするよう求めていた。

(以下略)

<https://docs.fcc.gov/public/attachments/DA-24-1069A1.pdf>

<https://www.fcc.gov/document/oet-approves-continental-automotives-part-15-waiver-modification>
Source: FCC

USA: FCC: 委員長、6 GHz 帯の運用を超低電力デバイスに拡大することを提案



Summary

FCC のジェシカ・ローゼンウォーセル委員長は、6 GHz 帯の利用を超低電力(VLP)デバイスに拡大する新しい規則を提案した。この新規則により、6 GHz 帯で運用されている既存の要免許サービスを保護しつつ、6 GHz 帯の U-NII-6 (6.425~6.525 GHz)及び U-NII-8 (6.875~7.125 GHz)の部分の 350 MHz のスペクトラムにわたって、U-NII-5 (5.925~6.425 GHz)及び U-NII-7 (6.525~6.875

GHz)帯で最近承認されたものと同じ電力レベルならびに技術的/運用上の保護で、超低電力(VLP)クラスの免許不要デバイスが運用できるようになる。

ローゼンウォーセル FCC 委員長、6 GHz 帯の運用を超低電力デバイスに拡大することを提案

発表日: 2024 年 10 月 4 日 発行日: 2024 年 10 月 4 日

文書の種類: 報道発表 担当部局: ローゼンウォーセル委員長室、工学技術室、広報室

ワシントン州、2024 年 10 月 4 日—FCC のジェシカ・ローゼンウォーセル委員長は本日、他の Wi-Fi 対応機器とともに、6 GHz 帯の追加周波数帯における運用を超低電力デバイスに拡大するための新しい規則を提案した。FCC は近年、5.925 GHz から 7.125 GHz の間での免許不要での利用を拡大させ、Wi-Fi 6E の到来を促し、Wi-Fi 7 の舞台を整え、モノのインターネットの成長を支えてきた。

同委員長は次の通り述べている。“免許なしで電波へのアクセス制限を開放することで、許可なしでの技術革新を起こし、我々の生活や仕事のやり方を変える低電力の無線技術を開発することが可能になります。我々はウェアラブル技術や拡張現実、仮想現実などの最先端アプリケーションの成長するエコシステムを強化するために、より多くのスペクトラムを利用できるようにしています。このことは、ビジネスを支援し、学習機会を強化し、医療の結果を改善し、新しいエンタテインメント体験をもたらすでしょう。”

報告及び命令案が FCC の投票により採択された場合、6 GHz 帯で運用されている既存の要免許サービスを保護しつつ、6 GHz 帯の U-NII-6 (6.425~6.525 GHz)及び U-NII-8 (6.875~7.125 GHz)の部分の 350 MHz のスペクトラムにわたって、U-NII-5 (5.925~6.425 GHz)及び U-NII-7 (6.525~6.875 GHz)帯で最近承認されたものと同じ電力レベルならびに技術的/運用上の保護で、超低電力(VLP)クラスの免許不要デバイスを運用することが可能になる。VLP デバイスは、動作できる場所に制限はなく、自動周波数調整システムの制御下で動作する必要もない。干渉のリスクが軽微であることを確実にするため、VLP デバイスは競合ベースプロトコルを採用し、送信電力制御を実装することが求められ、固定された屋外インフラの一部として動作することは禁止されなければならないだろう。

FCC の VLP デバイスに対する 6 GHz 帯での措置により、免許不要での技術革新を促進しつつ、融通性が向上する。VLP デバイスは、短距離で非常に低い電力で動作し、非常に高い接続速度を提供するため、消費者の体験を豊かにし、米国の経済を強化する高速通信の最先端アプリケーションに最適である。

<https://docs.fcc.gov/public/attachments/DOC-406167A1.pdf>

<https://www.fcc.gov/document/chairwoman-proposes-expanding-6-ghz-band-operations-vlp-devices>
Source: FCC

USA: FCC: KDB: TCB: 機器認可前に、どのデバイスが FCC のガイダンスを必要とするか？

Summary

TCB が機器認可許可書を発行する前に FCC のガイダンスの必要なデバイスと、このガイダンスを受けるための手続きに関する FCC KDB。

付属文書のうちの [388624 D01 Pre-Approval Guidance Procedure v13](#) の移行期間に関する通知が公開された。

又、388624 D02 Pre-Approval Guidance List v18r06 に代わる v18r07 が、2024 年 10 月 11 日に発行された。PAG 項目 AGGREG と付録の AGGREG チェックリストが v18r07 では削除された。

キーワード: 承認前ガイダンス(PAG)

公開番号: 388624

公開日: 2024 年 10 月 11 日

第 1 カテゴリ: 管理手続

第 2 カテゴリ: TCB 手続[管理手続]

質問: TCB が機器認可許可書を発行する前に、どのデバイスが FCC のガイダンスを必要としているか? また、このガイダンスを受けるための手続きは?

答え: 次の文書には、承認前ガイダンス(PAG)に関する手引が述べられている。PAG は、以前はパーミットバットアスク(PBA)手続きとして知られていた。

[388624 D01 Pre-Approval Guidance Procedure v13](#) 承認前ガイダンスの手続き

[388624 D02 Pre-Approval Guidance List v18r07](#) 承認前ガイダンス手続きと付属文書の対象となる RF デバイスのリスト。

※変更点

388624 D02 Pre-Approval Guidance List は、承認前ガイダンス手続きと付属文書の対象となる RF デバイスのリストであり、v18r06 に代わる v18r07 が 2024 年 10 月 11 日に発行された。PAG 項目 AGGREG と付録の AGGREG チェックリストが削除された。

[388624 D03 Scheduled Feedback Date for MPAGs v01](#) 一部のマルチプル PAG (MPAG)1 申請の審査に関して、TCB が FCC からの意見提出予定日を希望する方法を述べた文書。

388624 D01 Pre-Approval Guidance Procedure v13 の移行期間に関する通知

- D01 の文書についてのみ、2024 年 8 月 2 日に終了の移行期間が適用される。
- これにより、2024 年 8 月 2 日までは、"**388624 D01 Pre-Approval Guidance v13**"の 3.3 項に述べられている新しいフォーマットは要求されないものの、FCC の処理を促進するために強く推奨される。
- 新しいフォーマットは 2024 年 8 月 2 日を過ぎてから要求され、そのフォーマットに適合していない PAG の問い合わせは、新しいフォーマットに準拠することが示されるまで処理されない。
- D02 文書("388624 D02 Pre-Approval Guidance List v18r06")は移行期間がないことに注意することが重要である。この KDB が公開された時点で即時発効する。この公開の前に提出された、未承認の PAG は PAG として扱われる。

付属文書一覧:

[388624 D01 Pre-Approval Guidance Procedure v13](#)

[388624 D02 Pre-Approval Guidance List v18r07](#)

[388624 D03 Scheduled Feedback Date for MPAGs v01](#)

<https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSsearchResultPage.cfm?id=28319&switch=P>

Source: FCC

USA: FCC: KDB: 送信機モジュールデバイスと、その組み込み機器に関するガイダンス

Summary

送信機モジュールデバイスと、送信機モジュールを組み込んだ機器に関する FCC ガイダンスについての FCC KDB。付属文書のうち、996369 D01 Module Certification Guide v04 に代わる v04r01 が 2024 年 10 月 11 日に発行された。v04r01 では、認可されたクライアントモジュール専用のアンテナについてのガイダンスに関してセクション 8 が改訂された。

キーワード: モジュール、モジュールの証明、15.212

公開番号: 996369 公開日: 2024 年 10 月 11 日

第 1 カテゴリ: モジュール承認

第 2 カテゴリ: 一般 (モジュール承認)

質問: 送信機モジュールデバイスと、送信機モジュールを組み込んだ機器に関する FCC のガイダンスは?

答え:

送信機モジュールデバイスについてのガイダンスは、次の付属文書を参照。

[996369 D01 Module Certification Guide v04r01](#) セクション 15.212 (モジュール送信機)に基づく機器認可申請のガイド。

※変更点

2024年10月11日に、996369 D01 Module Certification Guide v04 に代わる v04r01 が発行された。v04r01 では、認可されたクライアントモジュール専用のアンテナについてのガイダンスに関してセクション 8 が改訂された。その前の版である v04 では、認可されたクライアントモジュールをパート 15 準拠のモジュールのように扱うことを要求する改訂が行われていた。TCB モジュール委員会からのコメントの検討後、v04 が v04r01 に改訂された。これは、制限付きクライアントモジュールが過去に証明されたやり方と一致している。また、LMA (limited modular approval 制限付きモジュール承認)の補足説明として、2.2.4 プロ用ホスト設備用のアンテナの LMA が追加された。

[996369 D02 Module Q and A v02r01](#) Q&A 形式による補足のガイダンス。

[996369 D03 OEM Manual v01r01](#) モジュール送信機(モジュール)の証明を希望する被付与者(申請者)と、証明プロセスの間に通信機器証明機関(TCB)によって審査される重要要素の手引き。

[996369 D04 Module Integration Guide v02](#) ホスト製品の製造業者に対するガイダンス。

[996369 D05 Split Module v01](#) スプリットモジュールの証明についてのガイダンス。

付属文書一覧:

[996369 D01 Module Certification Guide v04r01](#)

[996369 D02 Module Q&A v02r01](#)

[996369 D03 OEM Manual v01r01](#)

[996369 D04 Module Integration Guide V02](#)

[996369 D05 Split Module v01](#)

<https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?id=44637&switch=P>

Source: FCC

USA: FCC: KDB: 5.925~7.125 GHz 帯 U-NII 6 GHz デバイスの証明取得のための要求事項

Summary

パート 15 サブパート E に基づき、5.925~7.125 GHz 帯で動作する U-NII 6 GHz デバイスの証明を取得するための要求事項に関する FCC KDB。付属文書のうち、**987594 D01 U-NII 6GHz General Requirements v02r02** が 2024 年 10 月 10 日付けで改訂され、v03 となった。この改訂の結果、6 GHz 帯の U-NII-5 (5.925~6.425 GHz)と U-NII-7 (6.525~6.875 GHz)の部分に、機器クラス 6VL の超低電力(VLP)デバイスを認めることで、2024 年 3 月 8 日に発効した FCC 23-86 に基づく新しい免許不要規則が追加された。

キーワード: UNII-6GHZ、UNII 5-8、6 GHz、UNII

公開番号: 987594 公開日: 2024 年 10 月 10 日

第 1 カテゴリ: 免許不要サービス規則と手続き

第 2 カテゴリ: UNII デバイス - 15.401

質問:

パート 15 サブパート E に基づき、5.925~7.125 GHz 帯で動作する U-NII 6 GHz デバイスの証明を取得するための要求事項は？

答え:

次の付属文書は、パート 15 サブパート E に基づき、5.925~7.125 GHz 帯で動作する U-NII 6 GHz デバイスの証明を取得するためのガイドである。

・ **987594 D01 U-NII 6GHz General Requirements v03** は、フォーム 731 に記入するための一般

要求事項と、すべての種類の 6 GHz デバイスの補足情報の要求事項が掲載されている。

※変更点の補足

987594 D01 U-NII 6GHz General Requirements v03 では、セクション 5 “超低電力 (6VL)” が追加。以降の項番が変更。v02r02 の “10. 標準電力アクセスポイント(6SD)と固定クライアント(6FC)のジオロケーション承認(Geolocation Approval)手順” の “承認手順” が “受諾(Acceptance)手順” に変更。PIA (Persistence Inquiry Acceptance)の添付書類に関する内容が変更。

- ・ 987594 D02 U-NII 6 GHz EMC Measurement v03 は、6 GHz デバイスに適用される EIRP、帯域幅、チャンネルマスク、帯域外輻射、コンテンションベースプロトコル(リッスンビフォアトーク)、送信出力制御(TPC)、ならびに自動出力制御(APC)について、これらを実証するための試験レポート、添付書類、RF 測定手順に関するガイド。
- ・ 987594 D03 U-NII 6 GHz QA v03 は、6 GHz デバイスに関する Q&A。この付属文書は、項目 UN6GHZ の承認前ガイダンスを申請するための手引きを示している。
- ・ 987594 D04 UN6GHZ Pre-Approval Guidance Checklist v03 も、項目 UN6GHZ の承認前ガイダンスを申請するための手引きを示している。
- ・ 987594 D05 AFC DUT Test Harness Testing v01r01 は、DUT 試験用ハーネスに関する手引きを示している。

付属文書一覧:

[987594 D01 U-NII 6GHz General Requirements v03](#)

[987594 D02 U-NII 6 GHz EMC Measurement v03](#)

[987594 D03 U-NII 6 GHz QA v03](#)

[987594 D04 UN6GHZ Pre-Approval Guidance Checklist v03](#)

[987594 D05 AFC DUT Test Harness Testing v01r01](#)

<https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?id=277034&switch=P>

Source: FCC

USA: FCC: KDB: Part 25 トランシーバーに関する機器認可ガイダンスは？

Summary

パート(Part) 25 トランシーバーの機器認可ガイダンスに関する FCC KDB。
付属文書のうち、273109 D02 Part 25 SCS and CMRS-Bands v01 が改訂されて v01r01 となった。
暫定的適用免除プロセスの終了が公告に発表されることが明確にされた。

キーワード: 衛星 Part 25 トランシーバー、機器認可手続き

公開番号: 273109 規則の Part : 25 公開日: 2024 年 10 月 2 日

第 1 カテゴリ: 要免許サービスの規則と手続き

第 2 カテゴリ: パート 25 衛星サービス(要免許)

質問: Part 25 トランシーバーの機器認可ガイダンスにはどんな文書があるか？

答え:

以下の付属文書 273109 D01 Equip Auth Guide Part 25 TXReceiver v02r02 が、パート 25 衛星トランシーバーの機器認可ガイダンスである。

また、付属文書 273109 D02 Part 25 SCS and CMRS-Bands v01r01 は、報告及び命令(R&O)FCC 24-28 に関連する “宇宙からの補完的カバレッジ” についての手引きを示している。

付属文書一覧:

[273109 D01 Equip Auth Guide Part 25 TXReceiver v02r02](#)

[273109 D02 Part 25 SCS and CMRS-Bands v01r01](#)

※変更点

付属文書のうち、273109 D02 Part 25 SCS and CMRS-Bands v01 が改訂されて v01r01 となった。
「暫定的適用免除プロセスの終了が公告に発表される」ことが明確にされた。

<https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?id=39017&switch=P>

Source: FCC

USA: DOE: 省エネプログラム: 最近の連邦官報による通知

2024/10/18 現在

1.	89 FR 83990 – 省エネプログラム: 家庭用暖房炉用ファンの省エネ基準 連邦官報 規則及び規定 最終決定 RIN 1904-AE64 October 18, 2024
2.	89 FR 84028 – 省エネプログラム: 石油式、電気式、及び耐候性ガス式家庭用暖房炉の省エネ基準 連邦官報 規則及び規定 最終決定 RIN 1904-AF19 October 18, 2024
3.	89 FR 83611 – 省エネプログラム: 食洗器の省エネ基準 連邦官報 規則及び規定 直接最終規則; 発行日並びに適合日の確認; 技術的訂正 RIN 1904-AF60 October 17, 2024
4.	89 FR 83672 – 消費者製品の省エネプログラム: エネルギーにおける代表平均単位コスト 連邦官報 通知 通知 October 17, 2024
5.	89 FR 81994 – 機器規格の省エネプログラム: 特定の消費者用製品や業務用機器の認可条件、表示の要求、及び施行規定 連邦官報 規則及び規定 最終規則 RIN 1904-AF48 October 9, 2024
6.	89 FR 81295 – 省エネプログラム: 消費者用衣類乾燥機の省エネ基準 連邦官報 規則及び規定 直接最終規則; 発行日並びに適合日の確認; 技術的訂正 RIN 1904-AF59 October 8, 2024
7.	89 FR 81059 – 省エネプログラム: 米国エネルギー省から、E.L. Foust 社の空気清浄機の省エネ基準に対する小規模企業免除申請の通知 連邦官報 通知 小規模企業免除申請の通知及びパブリックコメントの募集 October 7, 2024
8.	89 FR 80233 – 省エネプログラム: 政府機関の情報収集の改訂案 連邦官報 通知 行政管理予算庁(OMB) 審査への提出; コメント募集 October 2, 2024
9.	89 FR 79370 – 省エネプログラム: 冷蔵製品各種の省エネ基準 連邦官報 規則及び規定 直接最終規則; 発行日並びに適合日の確認; 技術的訂正 RIN 1904-AF62 September 30, 2024
10.	89 FR 79374 – 省エネプログラム: 業務用空冷式パッケージエアコン及びヒートポンプの省エネ基準 連邦官報 規則及び規定 直接最終規則; 発行日並びに適合日の確認 RIN 1904-AF34 September 30, 2024

<http://www.gpo.gov/fdsys/search/search.action?na=&se=&sm=&flr=&rcode=&dateBrowse=&govAuthBrowse=&collection=&historical=true&st=collection%3AFR+and+title%3A%28energy+conservation%29&psh=50&sh=&tfh=&originalSearch=collection%3AFR+and+title%3A%28energy+co>

Source: DOE

USA: FDA: CDRH: 2025 年度に公布予定、作成予定、そして今後改訂を要するもののリスト

<p>Summary</p> <p>米国食品医薬品局(FDA)の医療機器・放射線保健センター(CDRH)は、1) 2025 年度に公布予定、2) 作成予定、そして 3) 以前に最終ガイダンスとして発行されたが、改訂もしくは廃止すべきかどうかに関するフィードバックを求める、それぞれのガイダンス文書のリストを公開した。</p>
--

2024年10月10日

米国食品医薬品局(FDA)の医療機器・放射線保健センター(CDRH)は、1) 2025年度に公布予定、2)作成予定、そして3)以前に最終ガイダンスとして発行されたが、改訂もしくは廃止すべきかどうかに関するフィードバックを求めるガイダンス文書のリストを公開した。

公開されたリストは次のとおり。

- Aリスト: CDRHが2025年度の間には公布を予定している、優先度の高いガイダンス文書のリスト。「医療機器のサイバーセキュリティ: 品質システムの重要事項及び市販前申請の内容に関する業界及びFDAスタッフ向けガイダンス」、「医療機器申請のためのフィードバック及び会議の要請: Qサブミッションプログラム(改訂)」、「医療目的のパルスオキシメータ-非臨床及び臨床パフォーマンス試験、ラベリング、市販前申請に関する推奨事項(改訂)」などが含まれる。
- Bリスト: CDRHがリソースの許す範囲で2025年度の間には公布を予定しているガイダンス文書のリスト。「生産及び品質システム用ソフトウェアのコンピュータソフトウェア保証」などが含まれる。
- “作成中”リスト: リソースが許す範囲でCDRHが作成を予定していて、AリストまたはBリストに掲載されていないガイダンス文書のリスト。「市販前通知[510(k)]申請をサポートするための確定医療機器(predicate devices)を選択するためのベストプラクティス」などが含まれる。
- 遡及的レビューリスト: 1985年、1995年、2005年、2015年に発行され、FDAの最新の考えを継続して表していることを確保するためにCDRHが見直しに取り組んでいるガイダンス文書のリスト。「使用説明書中の危害に対する警告(レーザノータイス No. 35)」などが含まれる。

https://www.fda.gov/medical-devices/guidance-documents-medical-devices-and-radiation-emitting-products/cdrh-proposed-guidances-fiscal-year-2025-fy2025?utm_medium=email&utm_source=govdelivery

Source: FDA

USA: ANSI/UL: 新規規格リスト

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards
VOL. 55, #No. 39, September 27, 2024- VOL. 55, #No. 42, October 18, 2024

国家採択 National Adoption

ANSI/UL 61010-2-202-2024	Safety Requirements for Electrical Equipment for Measurement, Control, and Laboratory Use - Part 2-202: Particular Requirements for Electrically Operated Valve Actuators (national adoption with modifications of IEC 61010-2-202, Safety Requirements for Electrical Equipment for Measurement, Control and Laboratory Use-Part 2-202: Particular Requirements for Electrically Operated Valve Actuators (second edition, issued by IEC November 2020)) Final Action Date: 8/22/2024
--------------------------	--

新規規格 New Standard

ANSI/UL 4740-2024	Standard for Safety for Lidar and Lidar Systems Used in Vehicles (new standard) Final Action Date: 9/19/2024
-------------------	--

再確認 Reaffirmation

--	--

改訂 Revision

ANSI/UL 147A-2024a	Standard for Safety for Nonrefillable (Disposable) Type Fuel Gas Cylinder Assemblies (revision of ANSI/UL 147A-2024) Final Action Date: 9/17/2024
ANSI/UL 162-2024	Standard for Foam Equipment and Liquid Concentrates (revision of ANSI/UL 162-2022) Final Action Date: 9/24/2024
ANSI/UL 268-2024	Standard for Smoke Detectors for Fire Alarm Systems (revision of ANSI/UL 268-2023) Final Action Date: 9/17/2024
ANSI/UL 574-2024	Standard for Safety for Electric Oil Heaters (revision of ANSI/UL 574-2014 (R2019)) Final Action Date: 10/3/2024

ANSI/UL 705-2024	Standard for Safety for Power Ventilators (revision of ANSI/UL 705-2022) Final Action Date: 9/16/2024
ANSI/UL 962A-2024	Standard for Furniture Power Distribution Units (revision of ANSI/UL 962A-2023) Final Action Date: 10/10/2024
ANSI/UL 1023-2024	Standard for Household Burglar-Alarm System Units (revision of ANSI/UL 1023-2021) Final Action Date: 9/16/2024
ANSI/UL 1029-2024	Standard for High-Intensity-Discharge Lamp Ballasts (revision of ANSI/UL 1029-2012 (R2022)) Final Action Date: 10/11/2024
ANSI/UL 1072-2024a	Standard for Safety for Medium-Voltage Power Cables (revision of ANSI/UL 1072-2024) Final Action Date: 10/2/2024
ANSI/UL 1424-2024	Standard for Safety for Cables for Power-Limited Fire-Alarm Circuits (revision of ANSI/UL 1424 -2020) Final Action Date: 10/8/2024
ANSI/UL 2108-2024	Standard for Safety for Low Voltage Lighting Systems (revision of ANSI/UL 2108-2023) Final Action Date: 9/27/2024
ANSI/UL 62841-2-5-2024	Standard for Electric Motor-Operated Hand-Held Tools, Transportable Tools and Lawn and Garden Machinery - Safety - Part 2-5: Particular Requirements for Hand-Held Circular Saws (revision of ANSI/UL 62841 -2-5-2019) Final Action Date: 9/27/2024

[2024-PDFs - All Documents \(ansi.org\)](https://www.ansi.org)

Source: American National Standards Institute (ANSI)

USA: IEEE: 新規格リスト

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards

VOL. 55, #No. 39, September 27, 2024- VOL. 55, #No. 42, October 18, 2024

IEEE (ASC N42) (Institute of Electrical and Electronics Engineers)

新規格 New Standard

ANSI/IEEE C37.75-2024	Standard for Pad-Mounted, Pole-Mounted, and Submersible Switchgear Enclosures and Associated Control Enclosures - Coastal and Non-Coastal Environmental Integrity (new standard) Final Action Date: 10/4/2024
-----------------------	---

再確認 Reaffirmation

--	--

改訂 Revision

--	--

補足 Addenda

--	--

[2024-PDFs - All Documents \(ansi.org\)](https://www.ansi.org)

Source: American National Standards Institute (ANSI)、IEEE

カナダ: ISED: 5925~7125 MHz 帯 RLAN デバイスの無線標準仕様、RSS-248 第3版

Summary

カナダ・イノベーション・科学経済開発省(ISED)から、5925~7125 MHz 帯で動作する無線ローカルエリアネットワーク(RLAN)デバイスの無線標準仕様、RSS-248 第3版が2024年10月11日付けで発行された。第2版から第3版への移行期間が6か月間設けられている。

<主な変更点>

1. 新しい機器クラス(超低電力デバイス)を追加。
2. 上記の新しい機器クラス(超低電力デバイス)の定義、電力制限値、動作要求事項(*)を追加。
3. 適宜編集上の変更と説明を行った。

カナダ・イノベーション・科学経済開発省(ISED)から、5925～7125 MHz 帯で動作する無線ローカルエリアネットワーク(RLAN)デバイスの無線標準仕様、RSS-248 第 3 版が 2024 年 10 月 11 日付で発行された。この RSS-248 は、5925～7125 MHz 帯で動作する、免許不要の無線ローカルエリアネットワーク(RLAN)デバイスの証明要求事項を定めており、2022 年 12 月 20 日付けの第 2 版に取って代わる。

主な変更点は下記のとおり。

1. 新しい機器クラス(超低電力デバイス)を追加。
 2. 上記の新しい機器クラス(超低電力デバイス)の定義、電力制限値、動作要求事項を追加。
 3. 適宜編集上の変更と説明を行った。
- 移行期間
第 2 版から第 3 版への移行期間が 6 か月設けられている。この移行期間の間は第 2 版か第 3 版のいずれかでの証明申請が認められる。移行期間後は第 3 版しか認められなくなる。
 - 証明要求事項
この標準が適用される無線 LAN(RLAN)デバイスは、カテゴリ I 機器に分類されており、証明が必要である、ISED の証明・工学技術局が発行した技術受入証明書(technical acceptance certificate)か、認定証明機関(recognized certification body)が発行した証明書のいずれかが必要である。
 - 超低電力デバイス(very low-power device)の定義
一体化されたアンテナを使用しており、ピアツーピア接続機能を有する場合もあるデバイス。
 - 超低電力デバイスの動作要求事項(4.8.5 項)
 - 4.8.1 項(総則)の要求事項に加え、以下の要求事項が適用される。
 - a. 超低電力デバイスは、固定された屋外インフラを用いてはならない。
 - b. 超低電力デバイスは、5925 MHz から 6105 MHz の周波数で動作する前に、6105 MHz から 7125 MHz の周波数での動作を優先しなければならない。

<https://ised-isde.canada.ca/site/spectrum-management-telecommunications/en/devices-and-equipment/radio-equipment-standards/radio-standards-specifications-rss/rss-248-radio-local-area-network-rlan-devices-operating-5925-7125-mhz-band>

Source: Canada.ca

カナダ: カナダ保健省告示: レーザ製品に関する新しい要求事項

Summary

カナダの放射線発生機器規制が一部変更され、2024 年 10 月 9 日にカナダ官報にて公布された。今回の変更は 2025 年 10 月 9 日に発効する。変更はカナダに輸入、販売、リースされるレーザー製品に関するもので、これまで 30 年以上、レーザスキャナとデモンストレーション用レーザーしか同規制で扱われていなかった。今回、適用範囲を一部の製品を除き、ほぼすべてのレーザー製品に拡大し、国際規格 IEC 60825-1:2014 のクラス分けや表示要求事項などが導入された。

カナダ保健省(Health Canada)は、放射線発生機器規制(Radiation Emitting Devices Regulations、以下 REDR)が一部変更され、2024 年 10 月 9 日にカナダ官報(第 II 部、第 158 集、第 21 号)にて公布された旨を発表した。変更は公布の 1 年後、2025 年 10 月 9 日に発効する。

今回の変更は、カナダに輸入、販売、あるいはリースされるレーザー製品に関するものである。カナダでは、放射線発生機器は、放射線発生機器法(Radiation Emitting Devices Act)と放射線発生機器規制(Radiation Emitting Devices Regulations: REDR)に基づき管理されてきた。レーザー製品に関しては、REDR の別表 II、第 VII 部のレーザスキャナ、第 VIII 部のデモンストレーション用レーザーしか規制されておらず、REDR は 30 年以上改正されていなかった。その結果、REDR の別表 II の第 VII 部と第 VIII 部は、健康と安全上のリスクについての最新の科学的知識を反映せず、非常に狭い範囲の製品にしか適用されないものとなっており、かつ、他の国々の規制当局が採用している国際規格

と一致していなかった。

変更点の概要は下記のとおり。

- 規制監督をより広い範囲のレーザー製品に拡大(下記も参照)
- 規制を免除されるレーザー製品の種類を明確化(従来はレーザースキャナとデモンストレーション用レーザーのみが対象であったところ、医療機器や、それ自体では動作不能のレーザー部品、修理部品、放射線発生機器法を適用しない製品を除く、すべてのレーザー製品に適用)
- IEC 60825-1:2014(第3版)の一部の項を採用することで、レーザー放射の安全要求事項をレーザー製品の国際規格に整合
- 機器の危険度(degree of hazard)に応じて機器をランク付けする、レーザー製品の IEC クラス分けシステムを導入
- 被ばく放出限界(accessible emission limit)を決定し、レーザー製品を特定のハザードクラスに割り当てるための試験方法と規則の制定
- 危険な放射線レベルへの被ばくを管理するために、レーザークラスに適した組込式の技術的安全機能を要求

今回の変更では、以下のためにラベリング要求事項と附属情報も定められている。

- 適合性の監視、検証、実施活動の支援
 - ・ レーザー製品とその製造地を一意に識別するための具体的詳細の要求など
- レーザー製品を購入、操作、修理点検する人々が、より多くの説明を受けた上での決定を行い、適切な安全措置を講じるために活用

詳細は、下記ウェブサイトを参照。 [レーザー製品に関するガイダンス](#)

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/health-risks-safety/radiation/everyday-things-emit-radiation/laser-products/notice-new-requirements.html>

<https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p2/2024/2024-10-09/html/sor-dors196-eng.html>

Source: Canada.ca



株式会社コスモス・コーポレーション

自動車部品の耐水試験についてのご案内

当社では自動車部品に対する耐水試験が実施可能です。

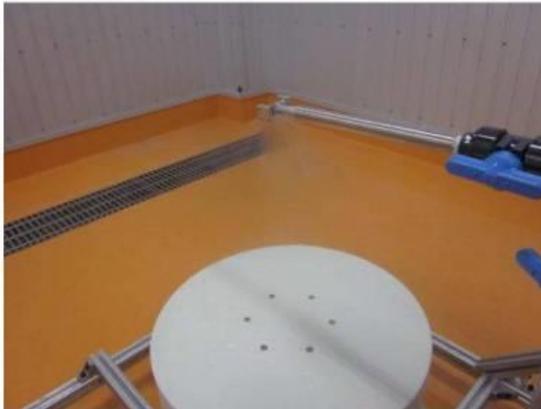
(JIS D 0203 対応)

対象試験記号: R1 / R2 / S1 / S2

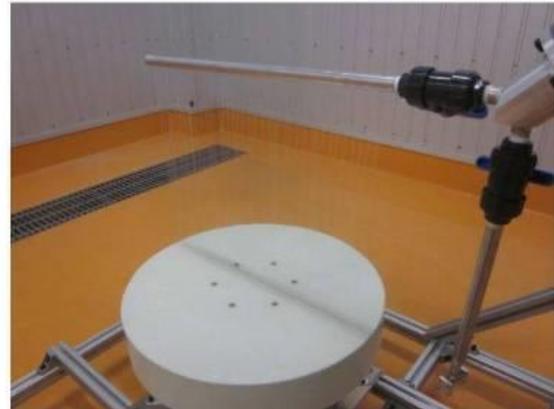
評価実施内容

散水試験	R1・・・ 水滴に触れることのある部品の機能を調べる試験
	R2・・・ 間接的に風雨又は水しぶきを受ける部品の機能を調べる試験
噴水試験	S1・・・ 直接風雨又は水しぶきを受ける部品の機能を調べる試験
	S2・・・ 強い受水状態について部品の機能を調べる試験

R1 及び R2



S1 及び S2



耐荷重: 45kg まで試験実施可能です。

許容サンプルサイズ: 実施可能サンプル寸法は規格に従い、基本的に 40cm の高さで設定していますが、それ以上の寸法であっても対応可能な場合もございますので、指定のサンプルサイズを事前にご連絡下さい。

松阪事業所 : 〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718-1

URL : www.safetyweb.co.jp E-mail : sales@cosmos-corp.com

【お問い合わせはCS部まで -- TEL:0598-30-5225(直通), FAX:0598-30-5571】

株式会社コスモス・コーポレーション

EU: イベント データ レコーダー: 2024/7/26/付け委員会 委任規制 (EU) 2024/2220 が発行



Summary

2024 年 7 月 26 日 付け委員会委任規制 (EU) 2024/2220 (2024/2220、2.10.2024) が発行された。本規制は、欧州議会および理事会の規制 (EU) 2019/2144 を補足するものであり、この補足は、イベント データ レコーダーに関して大型モータ車両を型式承認するための特定の試験手順と技術要件に関する詳細な規則を、規定する。

2024 年 7 月 26 日 付け委員会委任規制 (EU) 2024/2220 (2024/2220、2.10.2024) が発行された。

本規制は、欧州議会および理事会の規制 (EU) 2019/2144 を補足するものであり、この補足は、イベント データ レコーダーに関して大型モータ車両を型式承認するための、および、これらのシステムを個別の技術ユニットとして型式承認するための、ものであり、そして、当該規制(2019/2144)の付属書 II を改正するものである。

委員会委任規制 (EU) 2024/2220 は、規制 (EU) 2019/2144 を補足するものであり、特にイベント データ レコーダーに関して型式承認するための詳細な統一規則を確立している。

- (1) 規制(EU) 2019/2144 は、モータ車両に特定の先進車両システムを装備すべきという一般的な義務を定めている。この規制の付属書 II には、イベント データ レコーダーに関する自動車の型式承認の要件と、個別の技術ユニットとしてのそれらのシステムの型式承認の要件が記載されている。こうした型式承認の特定の試験手順と技術要件に関する詳細な統一規則を確立することにより、これらの要件を補足する必要がある。 -----
- (3) イベント データ レコーダーは、衝突の直前、衝突中、衝突直後に重要な衝突関連パラメータと情報を記録および保存することのみを目的とするシステムであり、加盟国が道路安全分析を実施し、特定の対策の有効性を評価できるように、より正確で詳細な事故データを取得することを目的としている。
- (4) イベント データ レコーダーに関する車両タイプの型式承認の試験手順と詳細な技術要件は、国連規制第 169 号 (2) の規定に従うものである。したがって、この国連規制は、規制の (EU) 2019/2144 の第 4 条 (5) で言及されている適用可能な要件のリストに追加する必要がある。 -----

https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_del/2024/2220/oj

Source: EU

EU: ヘルスケア製品の無菌処理に関する規格が医療機器規制の整合規格に追加

Summary

ヘルスケア製品の無菌処理の規格、EN ISO 13408-1:2024 が、医療機器規制 (EU) 2017/745 の整合規格に追加された。

ヘルスケア製品の無菌処理の整合規格に関して、医療機器の整合規格に関する委員会実施決定 (EU) 2021/1182 を改正する委員会実施決定 (EU) 2024/2631 が、2024 年 10 月 9 日付けの欧州連合官報(Official Journal)にて公布された。

下記の規格が新たに追加された。

EN ISO 13408-1:2024 13408-1:2023)	Aseptic processing of health care products – Part 1: General requirements (ISO ヘルスケア製品の無菌処理 – 第 1 部: 一般要求事項
--------------------------------------	--

医療機器の整合規格に関する委員会実施決定 (EU) 2021/1182 は、今回を含めて 5 回改正されており、これらの改正の内容を反映した整合規格のサマリーリストが下記にてダウンロードできる。

サマリーリスト

URL: <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/48579>

https://eur-lex.europa.eu/eli/dec_impl/2024/2631/oj

Source: EU

UK: 機械及び低電圧機器に関する指定規格の変更案が発行

Summary

2024年10月16日付けで、機械及び低電圧機器に関する英国の指定規格の改正案が発表された。変更がなければ11月14日に正式に告示される。機械に関しては4規格が変更、低電圧機器に関しては1規格が追加されている。

2024年10月16日付けで、機械及び低電圧機器に関する英国の指定規格の改正案が発表された。変更がなければ11月14日に正式に告示される。

● 指定規格: 機械 – 改正案、2024年10月16日 – 2024年11月14日に告示予定

<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/670fbcc83b919067bb4832e8/ds-0105-24-machinery-proposal-to-amend.pdf>

<変更予定>

- 1) EN 1570-1:2011+A1:2014 が指定規格から除外され、代わりに EN 1570-1:2024 が指定規格となる。
- 2) EN ISO 3164:2013 が単独では指定規格から除外され、EN ISO 3164:2013/A1:2024 と合わせて指定規格となる。
- 3) EN 13557:2003+A2:2008 が指定規格から除外され、代わりに EN 13557:2024 が指定規格となる。
- 4) EN 16005:2012+ EN 16005:2012/AC:2015 が指定規格から除外され、代わりに EN 16005:2023+A1:2024 が指定規格となる。

● 指定規格: 低電圧機器 – 改正案、2024年10月16日 – 2024年11月14日に告示予定

<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/670fbce192bb81fcdbe7b991/ds-0106-24-lv-equipment-proposal-to-amend.pdf>

<変更予定>

- 1) EN IEC 60335-2-113:2023+ EN IEC 60335-2-113:2023/A11:2023 が指定規格となる。
(家庭用及び類似用途の電気機器 – 安全 – 第2-113: レーザや強い光源を組み込んだコスメティック・美容機器の特定要求事項)
- 2) EN 50288-1:2013、EN 50288-2-1:2013、EN 50288-3-2:2013、EN 50525-2-12:2011、EN 50525-2-22:2011、EN 50525-2-31:2011 が附属書 II(指定規格でなくなる規格)から削除。

<https://www.gov.uk/guidance/designated-standards-new-or-amended-notice-of-publication>

Source: www.gov.uk

EU: CENELEC: 新規格リスト

EMC、安全関連規格 DAV: 2024-09-21 to 2024-10-20 発行

「IEC規格との同等性**」欄中で、IEC、CISPR規格に(MOD)と表示されているものは当EN規格がIEC、CISPR規格に変更を加え作成されたことを、(EQV)と表示されているものは変更が加えられていないことを意味する。

(7) Estimated dates to be confirmed at the publication of the standards.

参照	タイトル	関係指令	IEC 規格との同等性**	DOW 等日付	
EMC 関連(2014/30/EU 関連、その他関連)					
				DAV	
				DOA	
				DOP	
				DOW	
EMC、安全関連(2014/30/EU、2014/35/EU、その他関連)					
EN IEC 62752:2024	電気自動車のモード 2 充電用ケーブル内制御装置及び保護装置 In-cable control and protection device (IC-CPD) for mode 2 charging of electric road vehicles	2014/30/EU, 2014/35/EU	IEC 62752:2024 (EQV)	DAV	2024-10-18
				DOA	2025-04-30(7)
				DOP	2025-10-31
				DOW	2027-10-31(7)
安全関連(低電圧指令 2014/35/EU、機械指令 2006/42/EC、ATEX 指令 94/9/EC、その他関連)					
EN 50620:2017/A2:2024	電気ケーブルー電気自動車用充電ケーブル Electric cables - Charging cables for electric vehicles	2014/35/EU	-	DAV	2024-09-27
				DOA	2025-01-29(7)
				DOP	2025-07-29
				DOW	2027-07-29(7)
EN IEC 60079-14:2024	爆発性雰囲気ー第 14 部:電気設備の設計、機器の選択と設置、初期検査を含む Explosive atmospheres - Part 14: Electrical installation design, selection and installation of equipment, including initial inspection	-	IEC 60079-14:2024 (EQV)	DAV	2024-10-11
				DOA	2025-01-04(7)
				DOP	2025-07-04
				DOW	2027-10-04(7)
EN IEC 80601-2-49:2019/A1:2024	医用電気機器ー第 2-49 部:多機能患者モニタの基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-49: Particular requirements for the basic safety and essential performance of multifunction patient monitors	-	IEC 80601-2-49:2018/A MD1:2024 (EQV)	DAV	2024-10-18
				DOA	2025-04-30(7)
				DOP	2025-10-31
				DOW	2027-10-31(7)
省エネ関連 (ErP 指令 2009/125/EC)					
				DAV	
				DOA	
				DOP	
				DOW	
その他					
EN 50343:2024	鉄道アプリケーションー車両ーケーブルの設置規則 Railway applications - Rolling stock - Rules for installation of cabling	2016/797/EU	-	DAV	2024-10-18
				DOA	2025-02-12(7)
				DOP	2025-08-12
				DOW	2027-08-12(7)
EN 50617-2:2024	鉄道アプリケーションー相互運用性のための列車検出システムの技術的パラメーター 第 2 部:アクセルカウンター Railway applications - Technical parameters of train detection systems for the interoperability of the trans-European railway system - Part 2: Axle counters	2008/57/EC, 2016/797/EU	-	DAV	2024-10-04
				DOA	2025-03-23(7)
				DOP	2025-09-23
				DOW	2027-09-23(7)

DAV: Date of availability (CENELEC から各国での入手可能日)

DOA: Date of announcement (加盟国での最終存在通知日)

DOP: Date of publication (加盟国での最終発行/施行日)

DOW: Date of withdrawal (矛盾国内規格の撤回日)

https://www.cenelec.eu/dyn/www/?p=104:105:2935921652688701:::FSP_LANG_ID:25

EU: ETSI: 新規格リスト

承認手続き又は発行済み刊行物 from 2024-09-16 up to 2024-10-20

ERM 関連

文書番号 Document number / Work item / Technical Body (WG)	タイトル Title
ETSI TS 128 310 V16.9.0 (2024-10) - (384 kb) - 31 pages RTS/TSGS-0528310vg90 3GPP SA	LTE; 5G; Management and orchestration; Energy efficiency of 5G (3GPP TS 28.310 version 16.9.0 Release 16)
ETSI TS 128 310 V17.8.0 (2024-10) - (428 kb) - 38 pages RTS/TSGS-0528310vh80 3GPP SA	LTE; 5G; Management and orchestration; Energy efficiency of 5G (3GPP TS 28.310 version 17.8.0 Release 17)
ETSI TS 128 310 V18.6.0 (2024-10) - (448 kb) - 43 pages RTS/TSGS-0528310vi60 3GPP SA	LTE; 5G; Management and orchestration; Energy efficiency of 5G (3GPP TS 28.310 version 18.6.0 Release 18)
ETSI TS 138 114 V18.3.0 (2024-10) - (652 kb) - 37 pages RTS/TSGR-0438114vi30 3GPP RAN	5G; NR; Repeaters ElectroMagnetic Compatibility (EMC) (3GPP TS 38.114 version 18.3.0 Release 18)
ETSI EN 301 489-17 V3.3.1 (2024-09) - (114 kb) - 21 pages REN/ERM-EMC-409 ERM WGEMC	Electro Magnetic Compatibility (EMC) standard for radio equipment and services; Part 17: Specific conditions for Broadband and Wideband Data Transmission Systems; Harmonised Standard for Electro Magnetic Compatibility

本表中の文書は、次の ETSI ダウンロード区域ページ Download area webpage を訪問し、サーチをかけることにより、ダウンロードできる。

<https://portal.etsi.org/home.aspx>

Source: ETSI: European Telecommunications Standards Institute

オーストラリア: AS/NZS 新規格リスト

AS/NZS 新規格リスト Standards Australia Store

From 2024-9-21 up to 2024-10-20

EMC 関連

規格番号	タイトル

安全関連

規格番号	タイトル

AS/NZS 4024.1601:2024	機械の安全性、第 1601 部:ガードー固定式および可動式ガードの設計および構築に関する一般要件 (ISO 14120:2015, IDT) Safety of machinery, Part 1601: Guards - General requirements for the design and construction of fixed and movable guards (ISO 14120:2015, IDT)
AS 5144.2:2024	産業用トラックー安全要求事項と検証、第 2 部: 自走式可変リーチトラック (ISO 3691-2:2023, MOD) Industrial trucks - Safety requirements and verification, Part 2: Self-propelled variable-reach trucks (ISO 3691-2:2023, MOD)

省エネ関連

規格番号	タイトル

<https://www.standards.org.au/>

Source: Standards Australia Limited

中国: CQC: 電動自転車の CCC 認証への新版規格の実施に関する通知

<p>Summary</p> <p>中国 SAMR は、GB 42295-2022 《電動自転車の電気安全要求事項》とその修正票 1、GB 42296-2022 《電動自転車用充電器の安全技術要求事項》とその修正票 1、GB 43854-2024 《電動自転車用リチウムイオン電池の安全技術規範》の 3 つの強制国家規格(修正票を含む)、ならびに GB17761 《電動自転車の安全技術規範》をまとめて電動自転車の強制性製品認証規格とした。</p> <p>また、CQC-C1116-2023 《強制性製品認証実施細則 電動自転車》が改訂された。2024 年 11 月 1 日から新たに認証申請される電動自転車は上記規格に適合しなければならない。</p>
--

電動自転車の CCC 認証への新版規格の実施に関する通知

公布日時: 2024 年 10 月 15 日 中国品質認証センター

《電動自転車製品の参入及び業界規範の管理に関する国家市場監督管理総局・工業情報化部・公安部国家消防救援局公告》(以下「公告」)2024 年第 43 号が 2024 年 10 月 1 日に公布された。国家市場監督管理総局(SAMR)は、GB 42295-2022 《電動自転車の電気安全要求事項》とその修正票 1、GB 42296-2022 《電動自転車用充電器の安全技術要求事項》とその修正票 1、GB 43854-2024 《電動自転車用リチウムイオン電池の安全技術規範》の 3 つの強制国家規格(修正票を含む)、ならびに GB17761 《電動自転車の安全技術規範》をまとめて電動自転車の強制性製品認証規格とみなす。《強制性製品認証実施規則 電動自転車》(CNCA-C11-16)の効果的な実施を確実にするため、当センターは CQC-C1116-2023 《強制性製品認証実施細則 電動自転車》を改訂した。その関連要求事項を以下のとおり通知する。

一、 改訂後の実施細則の適用

今後、認証申請者は公告の要求事項と改訂後の細則にしたがって認証を申請しなければならない。

二、 新規申請の認証要求事項

2024 年 11 月 1 日から、新たに認証申請される電動自転車は、認証規格の要求事項に適合し、認証マークを貼付した上で、出荷、販売、輸入、その他の事業活動に使用することが可能となる。認証申請者は、任意で事前に実施することができる。

三、 認証書の変更

既に強制性製品認証を取得した電動自転車については、2024 年 10 月 31 日までに前述の 4 つの強制国家規格(修正票を含む)の要求事項に基づいて認証の変更を完了しなければならない。完了しない場合は、認証書は一時停止となる。

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-10-15/597671.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 電気自動車の伝導式充電システム用ケーブルに適用する安全認証実施規則の

更新

Summary

CQC11-463426-2024 「電気自動車のコンダクティブ充電システム用ケーブルの安全認証実施規則」(以下“新版規則”)は CQC11-463426-2022 「電気自動車のコンダクティブ充電システム用ケーブルの安全認証実施規則」(以下“旧版規則”)に代わり、2024年9月30日から実施される。

電気自動車のコンダクティブ充電システム用ケーブルに適用する安全認証実施規則の更新に関する通知

2024年10月1日中国品質認証センター

CQC11-463426-2024 《電気自動車のコンダクティブ充電システム用ケーブルの安全認証実施規則》(以下“新版規則”)は、CQC11-463426-2022 《電気自動車のコンダクティブ充電システム用ケーブルの安全認証実施規則》(以下“旧版規則”)に代わり、2024年9月30日から実施される。関連する製品のカテゴリ番号は011033である。業務の詳細を以下の通り通知する。

一、規則の主な変更内容

1. 認証規格に、IEC TS 62893-4-2: 2021 《定格電圧が0.6/1 kV以下の電気自動車用充電ケーブル第4-2部: IEC 61851-1のモード4に準拠した、温度管理機能付きで定格電圧が0.6/1 kV以下のDC充電ケーブル》を、追加した。
2. CQC1147-2022 《電気自動車の充電用液冷ケーブルの認証技術規範》を、CQC1147-2024 《電気自動車の充電用液冷ケーブルの認証技術規範》に、更新した。
3. 別紙2 《電気自動車のコンダクティブ充電システム用ケーブルの工場品質管理検査要求事項》を改訂した。
4. 別紙3 《電動自動車充電ケーブルの補充規定》を改訂した。

二、実施要求事項

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-10-01/597623.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 家庭用及び類似用途の電気機器の外部電源アダプタ、充電器等の新規格の実施

Summary

GB/T 4706.1-2024 《家庭用及び類似用途の電気機器の安全性 第1部: 一般要求事項》と GB 4343.1-2024 《電磁適合性 家庭用電気機器、電動工具、及び類似の機器の要求事項 第1部: エミッション》の両規格(以下“新版規格”)は、発行と同時に実施される。また、CQC12-461237-2009 《家庭用及び類似用途の電気機器の外部電源アダプタ、充電器及び内蔵スイッチング電源の安全性および電磁適合性認証規則》が改訂された。

家庭用及び類似用途の電気機器の外部電源アダプタ、充電器及び内蔵スイッチング電源製品の新規格の実施に関する通知

公開日時:

2024年10月12日 中国品質認証センター

GB/T 4706.1-2024 《家庭用及び類似用途の電気機器の安全性 第1部: 一般要求事項》と GB 4343.1-2024 《電磁適合性 家庭用電気機器、電動工具、及び類似の機器の要求事項 第1部: エミッション》の両規格(以下“新版規格”)は、GB 4706.1-2005 と GB 4343.1-2018 (以下“旧版規格”)に代わって、発行と同時に実施される。(表1を参照)

表1 規格の更新に関する一覧

規格の変更状況	新版規格の実施日	製品分類番号
GB/T 4706.1-2024 替代 GB 4706.1-2005	2026-08-01	002022
GB 4343.1-2024 替代 GB 4343.1-2018	2026-06-01	

中国品質認証センター(CQC)は、表1の規格を含むCQC12-461237-2009《家庭用及び類似用途の電気機器の外部電源アダプタ、充電器及び内蔵スイッチング電源の安全性および電磁適合性認証規則》を改訂した。規則の改訂と実施に関連する要求事項を次のとおり通知する。

一、規則の主な改訂内容

1. GB 4706.1-2005 に代わって GB/T 4706.1-2024 に
2. GB 4343.1-2018 に代わって GB 4343.1-2024 に
3. §4.2.1 に基づき注1を追加: 電磁適合性試験項目は任意であり、申請者が電磁適合性の認証を選択した場合は、強制規格(GB 4343.1-2024、GB 17625.1-2022)は必須の規格、推奨規格 (GB/T4343.2-2020、GB/T 17625.2-2007) はオプションの規格であり、ニーズに応じて選択して試験を受けることができる。

二、新版規格の要求事項の適用

(一) GB/T 4706.1-2024 規格の要求事項の適用

(二) GB 4343.1-2024 規格の要求事項の適用

三、試験能力の報告要求事項

 [別紙 GBT 4706.1-2024 及び GB 4706.1-2005 規格の主な相違点と追加試験の要求事項](https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-10-12/597641.shtml)
<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-10-12/597641.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証に関する改訂

Summary

CQC1664-2022《家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証技術規範》及びCQC16-448109-2022《家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証規則》が改訂された。浴室用電気加熱器具（風呂釜）の追加。相違点の試験や認証書の変更は行わない。

(編集人注：家電製品の低騒音化が望まれており、それに対応するものとして、本制度が整備された)

家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証に関する改訂された技術規範及び規則に関する通知

2024年10月11日 中国品質認証センター

CQC1664-2022《家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証技術規範》及びCQC16-448109-2022《家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証規則》が改訂された。改訂前後で文書番号は変わらず、関連する製品認証業務のカテゴリ番号は008080である。上記文書の改訂及び実施に関連する要求事項を以下のとおり通知する。

一、主な変更の内容

- (1) CQC1664-2022《家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証技術規範》に“附属書G 浴室用電気加熱器具（風呂釜）のグリーンサウンド指数の評価要求事項”を追加。
- (2) CQC16-448109-2022《家庭用及び類似用途の電気機器のグリーンサウンド認証規則》の適用範囲に浴室用電気加熱器具（風呂釜）を追加。

二、実施要求事項

- 1、本通知の公布日から、当センターは改訂後の技術規範と規則にしたがって認証を実施する。

- 2、既存のカテゴリ 008080 の認証書は引き続き有効。今回の改訂では、相違点項目の試験と認証書の変更は含まれない。

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-10-11/597638.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 電気電子製品等の強制性認証への新版規格 YD/T 2583.18-2024 の実施

Summary

YD/T 2583.18-2024 「セルラー式移動通信装置の電磁両立性能要求ならび測定法 第 18 部: 5G ユーザー設備と補助装置」は 2024 年 7 月 25 日に公布され、YD/T 2583.18-2019 の代わり、2024 年 10 月 1 日実施される。

電気・電子製品及び安全付属品の強制認証は新版規格 YD/T 2583.18-2024 を実施する通知

2024 年 9 月 30 日 中国品質認証センター

YD/T 2583.18-2024 《セルラー式移動通信装置の電磁両立性能要求ならび測定方法 第 18 部分: 5G ユーザー設備と補助装置》(以下“新版規格”)は 2024 年 7 月 25 日に公布され、YD/T 2583.18-2019 (以下“旧版規格”)に代わり、2024 年 10 月 1 日から実施される。

製品強制認証の効果的な実施を確実にするため、中国品質認証センター (CQC) は国家認証認可監督管理委員会の TC10、電磁両立技術専門家グループの《YD/T 2583.18-2024 への規格変更の実施方式に関する技術決議》(別紙参照)に従って、新版規格の関連要求事項を下記の通り通知する。

一、2024 年 10 月 1 日以降、当センターは新規格を採用して申請を実施し、その規格での認証書を発行する。

二、車載の 5G ユーザー設備の場合、旧版規格での認証書の保有者は、当センターに対して新版規格での認証書への規格変更申請を行うことができる。新版規格の実施後、初回フォローアップ検査の完了前に、新版規格での製品確認と認証書の更新を完了しなければならない。旧版規格での認証書の規格変更申請は、遅くとも 2025 年 9 月 30 日までに完了する必要がある、期限内に完了しない場合、CQC により認証書が一時停止となり、2025 年 12 月 30 日までに変更の完了していない認証書は取り消される。

別紙:  [YD T 2583.18-2024 規格の変更認証の実施方式に関する技術決議](#)

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-09-30/597614.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: “三同”製品 モニタの認証開始に関する通知

Summary

中国品質認証センターモニタの認証業務を立ち上げ、開始した。業務の詳細を以下の通り通知する。

*注: “三同”は、同じ生産ライン、同じ基準、同じ品質を指す。2021 年 11 月 25 日の SAMR・商務部通知による

“三同*”製品 モニタの認証の開始に関する通知

2024 年 9 月 27 日 中国品質認証センター

国家の“三同”政策の実施、“三同”の具体化の推進、消費者の高品質製品の使用ニーズと高品質の信用性の向上を実現するため、中国品質認証センター(CQC)はモニタの認証業務を立ち上げ、開始した。業務の詳細を以下の通り通知する。

製品のカテゴリ: 060006 モニタ

根拠規格: T/CIQA85-2024 《“三同”製品 モニタの技術的要求事項》

認証規則: CQC16-452635-2024 《“三同”製品 モニタの認証実施細則》

認証規則の閲覧経路: サイトのトップページ>>オンライン業務>>製品認証>>アライアンス認証>>060
三同認証

認証申請の経路: ウェブサイトの HOME>>製品認証の登録>>製品認証業務オンラインシステム

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-09-27/597604.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 照明器具の強制認証への新版規格と新版認証規則の実施に関する通知

Summary

照明器具の製品強制認証の根拠規格 GB/T 7000.1-2023 等の国家規格(以下“新版規格”)は、2023 年 12 月 28 日に公布され、2026 年 1 月 1 日から実施される。

2025 年 12 月 31 日までは旧版規格/旧版認証実施細則で認証申請が可能で、2026 年 1 月 1 日からは新版規格で認証を実施、認証書が発行される。

照明器具の強制認証への新版規格ならび新版認証規則の実施に関する通知

2024 年 9 月 26 日

中国品質認証センター

照明器具の強制性製品認証規格 GB/T 7000.1-2023 等の国家規格(以下“新版規格”)は 2023 年 12 月 28 日に公布され、2026 年 1 月 1 日から実施される。強制性製品認証の効果的な実施を確実にするため、中国品質認証センター(CQC)は、新版規格ならび実施規則の関連要求事項を以下の通り説明する。

一、認証実施細則の主な改訂内容

- 1、CQC-C1001-2014 に代えて CQC-C1001-2024 とする。
- 2、TC05-2024-01 決議に基づき、5.2.4“監督の際の生産現場/市場の抜き取り検査項目”及び添付資料 2、添付資料 3、添付資料 5 と添付資料 6 の要求事項を改訂した。
- 3、5.1.1 項に“必要な時、CQC は現場でのサンプリング/封入方式でサンプルを取得すること”という文を追加した。
- 4、10.5 項“認証書の使用”及び 11“認証マーク”の使用要求事項を改訂した。

二、実施要求事項

1. 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までは、認証申請者は旧版規格/旧版認証実施細則で認証申請できる。新版規格の実施前は、認証後監視は認証書に記載されている規格により実施する。2026 年 1 月 1 日から、CQC は新版規格を使用して認証を実施し、新版規格での認証書を発行する。以後、旧版規格での認証書は発行されない。

別紙:  [TC05-2024-01 灯具及び光源制御装置の規格変更の認証実施方式に関する技術決議 20240903](#)

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-09-26/597598.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証技術規範と実施規則の改訂

Summary

中国品質認証センター(CQC)は、CQC3158-2016《LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証技術規範》と CQC31-452691-2016《LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証規則》を改訂した。これらの実施日は 2024 年 12 月 9 日。旧版の技術規範で発行された認証書の変更作業は、遅くとも 2025 年 4 月 30 日までに完了しなければならない。

LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証技術規範と認証規則の改訂に関する通知

2024 年 10 月 12 日 中国品質認証センター

中国品質認証センター(CQC)は、CQC3158-2016《LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証技術規範》と CQC31-452691-2016《LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証規則》を改訂した。新版技術規範と認証規則の公布日は 2024 年 10 月 9 日、実施日は 2024 年 12 月 9 日となっている。関連する業務カテゴリの番号は 701337 である。上記文書の改訂及び実施要求事項を下記のとおり通知する。

一、 主な変更の内容

(1) CQC3158-2024《LED ディスプレイ省エネルギー認証技術規範》

- 技術規範の適用範囲を変更。(第 1 章を参照);
- 引用規格に“GB/T 43770 室内用 LED ディスプレイパネルの規範”を追加。(第 2 章を参照);
- 用語と定義に“通常の SMD ライトディスプレイユニット”、“小ピッチディスプレイユニット”、“ファインピッチディスプレイユニット”、“ウルトラファインピッチディスプレイユニット”を追加。“LED ディスプレイユニット”の用語と定義を変更。用語と定義から“SMD ライト”、“LED ブラックライト”、及び“ピクセルピッチ”を削除。(第 3 章を参照)

(2) CQC31-452691-2024《LED ディスプレイユニット省エネルギー認証規則》

- 1.0 の適用可能な製品範囲は、AC または DC で給電される室内用 LED ディスプレイユニットと屋外用 LED ディスプレイユニットを含むように変更された。本文書は、AC または DC で給電され、表示方式として液晶(LCD)及び有機発光ダイオード(OLED)を使用する、平面及び曲面の汎用及び商用ディスプレイには適用されない。また、AC または DC で給電され、表示方式として発光ダイオード(LED)を使用する LED 一体型ディスプレイ端末には適用されない。

 [附件: LED ディスプレイユニットの省エネルギー認証規格の主な相違点と試験要求事項](#)

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2024-10-12/597645.shtml>

Source: CQC 中国品質認証センター

中国: 新規格リスト

中国国家規格承認 発布公告 Announcement of Newly Approved National Standards of P.R.China

2024/10/20 現在、2024 年 21 号～23 号 (发布日期(Issue Date):2024-09-21 to 2024-10-20) の情報から次のキーワード検索にヒットする規格: 电磁兼容, 电骚扰, 安全, 骚扰, 能源效率, 人体暴露, 爆炸性环境, Electromagnetic compatibility, EMC, emission, energy efficiency, disturbance, human exposure, immunity, interference, safety

EMC 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期

EMC、安全 Safety 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期

安全 Safety 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB/T 4706.92-2024	家用和类似用途电器的安全 第 92 部分:从空调和制冷设备中回收和/或再生制冷剂的器具的特殊要求 Safety of household and similar electrical appliances—Part 92:Particular requirements for appliances to recover and/or recycle refrigerant from air conditioning and refrigeration equipment	GB 4706.92-2008	2026-10-01
GB/Z 5169.48-2024	电工电子产品着火危险试验 第 48 部分:灼热丝/热丝基本试验方法 热丝圈试验 装置、确认试验方法和导则 Fire hazard testing for electric and electronic products—Part 48: Glowing/hot-wire based test methods—Hot wire coil test method—Apparatus, verification, test method and guidance	-	2025-04-01
GB/T 5169.49-2024	电工电子产品着火危险试验 第 49 部分:电弧法 材料的电弧着火试验方法 Fire hazard testing for electric and electronic products—Part 49: Arc test method—Arc ignition test method for materials	-	2025-04-01
GB/T 7247.1-2024	激光产品的安全 第 1 部分:设备分类和要求 Safety of laser products—Part 1: Equipment classification and requirements	GB 7247.1-2012	2025-04-01
GB 12557-2024	木工机床 安全技术规范 Woodworking machines—Safety technical specification	GB 12557-2010	2025-10-01
GB 14166-2024	机动车乘员用安全带和约束系统 Safety-belts and restraint systems for occupants of power-driven vehicles	GB 14166-2013	2025-07-01
GB 14167-2024	机动车乘员用安全带和约束系统安装固定点 Safety-belt anchorages and restraint systems anchorages for occupants of power-driven vehicles	GB 14167-2013	2025-07-01
GB 18245-2024	烟草加工系统粉尘防爆安全规范 Safety specification for dust explosion prevention and protection in tobacco processing system	GB 18245-2000	2025-04-01
GB/T 33629-2024	风能发电系统 雷电防护 Wind energy generation systems—Lightning protection	GB/T 33629-2017	2025-04-01
GB/T 44458.3-2024	运动用眼部和面部保护 第 3 部分:水面游泳用眼镜的要求和试验方法 Eye and face protection for sports use—Part 3: Requirements and test methods for eyewear intended to be used for surface swimming	-	2025-01-01
GB/T 44481-2024	建筑消防设施检测技术规范 Technical specification for inspection and testing of building fire protection facilities	-	2025-04-01
GB/T 44592-2024	红树林生态保护修复技术规程 Code of practice for ecological protection and restoration of mangroves	-	2024-09-29
GB/T 44623-2024	辐射防护仪器 透明和半透明容器中液体光谱识别系统 (拉曼系统) Radiation protection instrumentation—System of spectral identification of liquids in transparent and semitransparent containers (Raman systems)	-	2024-09-29
GB/T 44692.2-2024	危险化学品企业设备完整性 第 2 部分:技术实施指南 Equipment integrity of hazardous chemical enterprises—Part 2:Guide on technology implementation	-	2025-04-01
GB/T 44670-2024	殡仪馆职工安全防护通用要求	-	2024-09-29

	General requirements for safety protection of funeral home staff		
GB/T 44686-2024	机械安全 危险能量控制 通则 Safety of machinery—Control of hazardous energy—General principles	-	2024-09-29
GB/T 44521-2024	刮板输送机 安全规范 Scraper conveyors—Safety specifications	-	2025-04-01
GB/T 44523-2024	连续搬运机械 安全标志和危险图示通则 Continuous mechanical handling equipment—General principles for safety signs and hazard pictorials	-	2025-04-01
GB/Z 44564-2024	安全仪表系统 过程分析技术系统 Safety instrumented systems—Process analysis technology systems	-	2025-04-01
GB/T 44649-2024	电动道路车辆用镍氢电池和模块 安全要求 Nickel-metal hydride cells and modules used for electric road vehicles—Safety requirements	-	2025-04-01
GB/T 44532-2024	内燃机 混合动力系统 安全要求 Internal combustion engines—Hybrid powertrain system—Safety requirements	-	2025-04-01
GB/T 44585.1-2024	风险管理在接入 IT 网络的医疗器械中的应用 第 1 部分:联网医疗器械或健康软件在其实施和使用中的安全、有效性和网络安全 Application of risk management for medical device connecting IT-network—Part 1:Safety, effectiveness and security in the implementation and use of connected medical devices or connected health software	-	2026-04-01
GB/T 44632-2024	辐射防护用参考辐射场 定义和基本概念 Reference radiation fields for radiation protection—Definitions and fundamental concepts	-	2025-10-01
GB/T 44652-2024	电子电气产品材料声明 有害物质声明要求 Material declaration of electrical and electronic products—Requirements of declaration for hazardous substances	-	2024-09-29
GB/T 44686-2024	机械安全 危险能量控制 通则 Safety of machinery—Control of hazardous energy—General principles	-	2024-09-29
GB/T 44692.1-2024	危险化学品企业设备完整性 第 1 部分:管理体系要求 Equipment integrity of hazardous chemical enterprises—Part 1:Requirements for management systems	-	2025-04-01
GB/T 44692.2-2024	危险化学品企业设备完整性 第 2 部分:技术实施指南 Equipment integrity of hazardous chemical enterprises—Part 2:Guide on technology implementation	-	2025-04-01
GB/T 44693.1-2024	危险化学品企业工艺平稳性 第 2 部分:控制回路性能评估与优化技术规范 Process stability of hazardous chemical enterprises—Part 1: Management guidelines	-	2025-04-01
GB/T 44693.2-2024	危险化学品企业工艺平稳性 第 1 部分:管理导则 Process stability of hazardous chemical enterprises—Part 2: Technical specification for control loop performance evaluation and optimization	-	2025-04-01

Energy efficiency 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB 36893-2024	空气净化器能效限定值及能效等级 Minimum allowable values of energy efficiency and energy efficiency grades for air cleaner	GB 36893-2018	2025-10-01
GB 30253-2024	永磁同步电动机能效限定值及能效等级	GB 30253-	2025-10-01

	Minimum allowable values of energy efficiency and energy efficiency grades for permanent magnet synchronous motors	2013	
GB 26920-2024	商用制冷器具能效限定值及能效等级 Minimum allowable values of energy efficiency and energy efficiency grades for commercial refrigerating appliances	GB 26920.1-2011,GB 26920.2-2015,GB 26920.3-2019	2026-04-01
GB/T 44660-2024	电器附件能效等级的测定方法 Methodology for determining the energy efficiency class of electrical accessories	-	2025-04-01

<http://www.sac.gov.cn/>

Source: 中国国家标准化管理委员会 SAC

台湾: BSMI: 「電力変換システムに実施する自主性製品検査の関連規定」を公布し、即日施行

Summary

「電力変換システムに実施する自主性製品検査の関連規定」が 2024 年 9 月 26 日に公布、即日施行された。電気安全、EMC、情報セキュリティに関する規格などが規定されている。

經濟部標準檢驗局 2024 年 9 月 26 日 經標檢政字第 11330017060 号

主旨: 「電力変換システムに実施する自主性製品検査の関連規定」を公布し、即日施行する。

根拠: 自主性製品検査実施弁法第四条第三項。

公布事項: 「經濟部標準檢驗局 電力変換システムに実施する自主性製品検査の関連規定」(別紙参照)

經濟部標準檢驗局 電力変換システムに実施する自主性製品検査の関連規定

<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=152312&log=detailLog>

Source: BSMI, gazette.nat.gov

台湾: BSMI: 「検査対象のモータ製品の関連検査規定」を改正し、即日施行

Summary

「検査対象のモータ製品の関連検査規定」が改正された。変更点は次のとおり。

- 低圧三相モータの定格出力が 74.6 kW(100 馬力)未満から、75 kW 未満に変更。
- 低圧三相かご形誘導モータ(一般用)の検査規格のうち、CNS 14400 の版が 2012 年版から 2022 年版に変更。低圧三相かご形誘導モータ(一般用)が低圧三相かご形高効率誘導モータ(一般用)に変更。

經濟部標準檢驗局 2024 年 9 月 24 日 經標檢政字第 11330018120 号

主旨: 「検査対象のモータ製品の関連検査規定」を改正し、即日施行する。

根拠: 商品検査法第三条、第五条第二項、第十条第一項及び第三十九条第二項。

公告事項:

- 一、 国のエネルギー政策の実施と協力のため、低圧三相誘導電モータ製品の検査規定を改正し、エネルギー効率の向上を図る。
- 二、 改正された検査規定は、別紙の「經濟部標準檢驗局 検査対象の低圧三相誘導モータ製品の関連検査規定の改正対照表」のとおり。

●前回からの変更点

- 低圧三相モータの定格出力が 74.6 kW(100 馬力)未満から、75 kW 未満に変更。
 - 低圧三相かご形誘導モータ(一般用)の検査規格のうち、CNS 14400 の版が 2012 年版から 2022 年版に変更。低圧三相かご形誘導モータ(一般用)が低圧三相かご形高効率誘導モータ(一般用)に変更。
- その他の検査規定(抜粋)

<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=152236&log=detailLog>

Source: BSMI, gazette.nat.gov

台湾: 新規格リスト

Index Server of Chinese National Standards (國家標準(CNS)検索系統)

2024/10/20 現在、國家標準最新制定、修訂、廢止、勘誤明細表(2024/09/24、2024/10/15)

EMC 関連

General No.	Classified No.	Name
CNS 14676-11	C6424-11	電磁相容－測試與量測技術－第 11 部:每相輸入電流不超過 16 A 設備之電壓驟降、短時中斷與電壓變動抗擾度測試 Electromagnetic compatibility (EMC) – Testing and measurement techniques – Part 11: Voltage dips, short interruptions and voltage variations immunity tests for equipment with input current up to 16 A per phase
CNS 16241	D1095	太空系統－電磁相容要求 Space systems – Electromagnetic compatibility requirements

安全 Safety 関連

General No.	Classified No.	Name
CNS 60335-2-27	C4547-2-27	家用和類似用途電器－安全性－第 2-27 部:皮膚曝露於光輻射用電器之個別規定 Household and similar electrical appliances – Safety – Part 2-27: Particular requirements for appliances for skin exposure to optical radiation

<https://www.cnsonline.com.tw/>

Source: Online Service 國家標準(CNS)検索系統

韓国: 「簡易無線局・宇宙局・地球局の無線設備等の技術基準」一部改正 (案)

Summary

「簡易無線局・宇宙局・地球局の無線設備及び電波探知用無線設備などその他の業務用無線設備の技術基準」一部改正 (案) 行政予告

「簡易無線局・宇宙局・地球局の無線設備及び電波探知用無線設備などその他の業務用無線設備の技術基準」一部改正 (案) 行政予告

登録日 2024-10-14

期間 2024-10-15~2024-12-13

国立電波研究院公告第 2024-87 号

「簡易無線局・宇宙局・地球局の無線設備及び電波探知用無線設備などその他の業務用無線設備の技術基準」一部を改正するにあたり、国民にあらかじめ知らせて意見を集めるため、その趣旨と主な内容を「行政手続法」第 46 条の規定により、次のように公告する。

1. 改正理由

低軌道衛星通信を利用した超高速・低遅延通信サービス導入のために関連地球局（利用者端末）技術基準を設ける

2. 主な内容

- ア(ㄱ). 地球局（利用者端末）の通信相手（宇宙局）及び周波数等運用諸元を明示（案第6条第2号カ(ㄱ)目）
- イ(ㄴ). 衛星追跡及び送信制御などの無線局が備えるべき基本事項を規定（案第6条第2号カ(ㄴ)目 1)セ(세)号）
- ウ(ㄷ). 地球局の送・受信諸元を規定し、他無線局との電波混信・干渉保護事項を規定（案第6条第2号カ(ㄷ)目 2)セ(세)号）

添付ファイル

- (規制影響分析書) _簡易無線局・宇宙局・地球局の無線設備および電波検出用無線設備などその他の業務用無線設備の技術基準_20241011.pdf
- 「簡易無線局・宇宙局・地球局の無線設備及び電波検出用無線設備などその他の業務用無線設備の技術基準」一部改正案.hwp
- 行政予告公告文（公告第2024-87号）.hwp

https://www.rra.go.kr/ko/notice/policyList_view.do?pc_seq=931&pc_type=1&pc_status=&searchCon=&searchT xt=&sortOrder=

Source: 総務省

韓国: KS 新規格リスト

韓国 KSSN（한국표준정보망）From 2024-9-21 up to 2024-10-20

EMC（전자기 적합성）関連

規格番号	タイトル

安全関連

規格番号	タイトル
KS B ISO 5149-1	냉동 시스템과 히트펌프 — 안전과 환경 요구사항 — 제 1 부: 정의, 분류 및 선택 기준 Refrigeration Systems and Heat Pumps — Safety and Environmental Requirements — Part 1: Definition, Classification and Selection Criteria
KS B ISO 5149-2	냉동 시스템과 히트펌프 — 안전과 환경 요구사항 — 제 2 부: 설계, 구조, 시험, 표시 및 문서 Refrigeration Systems and Heat Pumps — Safety and Environmental Requirements — Part 2: Design, Construction, Testing, Marking and Documentation
KS B ISO 5149-3	냉동 시스템과 히트펌프 — 안전과 환경 요구사항 — 제 3 부: 설치 장소 Refrigeration Systems and Heat Pumps — Safety and Environmental Requirements — Part 3: Installation Sites
KS B ISO 5149-4	냉동 시스템과 히트펌프 — 안전과 환경 요구사항 — 제 4 부: 운전, 유지 보수, 수리 및 회수 Refrigeration Systems and Heat Pumps — Safety and Environmental Requirements — Part 4: Operation, Maintenance, Repair and Recovery
KS S ISO 20560-1	배관 시스템 및 탱크 내용물의 안전 정보 — 제 1 부: 배관 시스템 Safety Information for Piping Systems and Tank Contents — Part 1: Piping Systems
KS S ISO 20560-2	배관 시스템 및 탱크 내용물의 안전 정보 — 제 2 부: 탱크 Safety Information for Piping Systems and Tank Contents — Part 2: Tanks

省エネ関連

規格番号	タイトル

<https://www.kssn.net/ks/indsearch.do?kwd=&category=TOTAL&subCategory=&reSrchFlag=false&pageNum=1&pageSize=20&preKwd=&callLoc=&preKwd=&sort=d&startDate=&endDate=&selectbox1=&selectbox2=&selectbox3=&balgan=all&wonmunYn=N>

Source: Korean Standards Service Network

総務省: IEC: CISPR: 国際無線障害特別委員会の本年度の開催概要とその会議への対処方針



Summary

CISPR 会議本年度の開催概要: 令和 6 年 11 月 5 日から 11 月 15 日までの間、Web 会議において開催予定 (A 小委員会は 10 月 21 日から 10 月 25 日まで東京 (日本) において、D 小委員会は 10 月 14 日から 10 月 18 日までブダペスト (ハンガリー) において開催予定)

ここでは次の文書から会議対処方針を抜粋で報告する。「電波利用環境委員会報告 概要～CISPR の審議状況及び会議対処方針について～資料 182-3-1 令和 6 年 10 月 10 日 電波利用環境委員会」

「電波利用環境委員会報告 概要～CISPR の審議状況及び会議対処方針について～資料 182-3-1 令和 6 年 10 月 10 日 電波利用環境委員会」から抜粋で報告する。

2. CISPR 会議本年度の開催概要

令和 6 年 11 月 5 日から 11 月 15 日までの間、Web 会議において開催予定 (A 小委員会は 10 月 21 日から 10 月 25 日まで東京 (日本) において、D 小委員会は 10 月 14 日から 10 月 18 日までブダペスト (ハンガリー) において開催予定)。我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から 39 名が参加予定。

3. 基本的な対処方針

基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

総会对処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。その対処方針は以下のとおり。

主な技術課題と対処方針

(1) 40 GHz までの放射妨害波

(経緯等)

- 6 GHz～40 GHz の放射妨害波について、40 GHz 帯までの高周波の基本測定法や許容値算出法について A、H 小委員会で検討が開始されており、他の製品対応委員会 (B、D、F、I 小委員会) に対しても進捗状況の報告を求める要求がなされた。
- A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の試算が行われている。
- 他の製品対応委員会では、1～6 GHz の許容値及び測定法が未設定の規格について、その検討が進められている。

(対処方針)

現行の各エミッション規格における 1 GHz～6 GHz の放射妨害波測定法と許容値とも関連するため、関係する小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

(経緯等)

- CISPR 許容値は一つの妨害源に対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まっていることから、その見直しの要否についての意見があり、長期課題となっている。
- 前回の総会后、装置数の増加による影響についての検討を行う WG 設立に関する質問票が令和 6 年 1 月に回付され、反対なく承認されて CISPR/WG4 が新たに設立された。
- これまでに 2 回の WG が開催され、装置数の機種・種別に基づくカテゴリを三つに分類し、検討を行っていくこととなった。

(対処方針)

今回の総会では、CISPR/WG4 の検討状況について報告が行われ、我が国は次の基本方針で対処する。

- ✓ 各カテゴリでの、機器の数の増加に伴うエミッション特性（増加）のデータ収集（実試験、シミュレーション）等を十分に行い、既存規格の見直しを行うべきか否かの判断材料及び今後の検討項目について確認する。
- ✓ 従来の 1 対 1 の妨害モデルを見直し、妨害源が複数(N)で被妨害機器が一つという N 対 1 モデルの検討に着手するのであれば、現在の技術報告書（CISPR TR 16-4-4）の改正に必要な対応について確認する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

(経緯等)

- 令和 3 年の H 小委員会の総会及び全体総会で、装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があり、各国に意見照会した結果、賛成多数で JWG 発足が承認された。
- A 小委員会に JWG9 が設置され、第 1 回オスロ会議が令和 5 年 7 月に開催されて以降、5 回会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの技術報告書（TR）案が議論されている。
- B 小委員会 WG7 で議論中の設置場所測定法に、日本から提案し採用されている preliminary measurement method を本 TR 案へも提案し、盛り込まれる予定となっている。

(対処方針)

- ✓ 今回の CISPR 会議では、A 小委員会において、ロンドン会議の報告が実施される予定であり、今後の進め方について確認する。
- ✓ 現在、H 小委員会で策定中の新たな TR（苦情統計）、B 小委員会で策定中の CISPR 37(大型・大電力容量を含むサイト試験が困難な装置の設置場所測定法)とも関連している。
- ✓ 近年、住宅地域で普及が進むリニューアブルエネルギー発電装置に代表される、高周波数スイッチングレギュレータからの無線波干渉評価に関わる課題であることから、我が国としても積極的に参画し課題の明確化に取り組む。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000972098.pdf

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/02tsushin10_04000630.html

Source: 総務省

総務省: 吸収電力密度の許容値の導入等: 無線設備規則等の一部を改正する省令案の意見募集



Summary

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集

－吸収電力密度の許容値の導入等－

諮問第 2035 号「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針値の導入等」について一部答申がなされ、6 GHz を超える周波数帯に対して**吸収電力密度**による指針値を適用することとされた。

併せて、諮問第 2042 号「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「6 GHz～10 GHz における吸収電力密度の測定方法等」に対して、6 GHz を超え 10 GHz 以下の周波数帯における**吸収電力密度の測定方法**が一部答申された。

今般、これらを踏まえた制度整備を行うため、無線設備規則等の一部を改正する省令案等を作成

し、当該省令案等に対して意見募集を行う。

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集—吸収電力密度の許容値の導入等—

令和 6 年 9 月 25 日

総務省は、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）等の一部を改正する省令案等について、令和 6 年 9 月 26 日（木）から同年 10 月 25 日（金）までの間、意見を募集します。

1 概要

総務省では、電波の人体への影響について、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等を「電波防護指針」として定め、その指針値の一部を電波法令による規制として導入することにより、我が国における電波利用の安全性を確保しています。人体の近くで使用される無線設備が発射する電波から人体を防護するための指針値及び評価方法についても、国際的な動向も踏まえつつ、最新の科学的知見に基づいた適切な人体の防護を確保する必要があります。

このため、令和 6 年 4 月 9 日（火）に、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）において平成 25 年 12 月 13 日付け諮問第 2035 号「電波防護指針の在り方」のうち「吸収電力密度の指針値の導入等」について一部答申がなされ、6 GHz を超える周波数帯に対して吸収電力密度による指針値を適用することとされました。

併せて、同日、6 GHz を超え 10 GHz 以下の周波数帯における吸収電力密度の測定方法についても、平成 30 年 4 月 25 日付け諮問第 2042 号「携帯電話端末等の電力密度による評価方法」のうち「6 GHz～10 GHz における吸収電力密度の測定方法等」として一部答申されました。

今般、これらを踏まえた制度整備を行うため、無線設備規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該省令案等に対して意見を募集します。

2 意見募集対象

- ・ [定めようとする命令等及び根拠法令条項の一覧（別紙 1）](#) 
- ・ [電波法施行規則等の一部を改正する省令案等（別紙 2 から別紙 8 まで）](#) 

3 意見公募要領

[別紙 9](#)  のとおり。

4 意見提出期間

令和 6 年 9 月 26 日（木）から同年 10 月 25 日（金）まで（必着）

（郵送については、同日の消印まで有効とします。）

5 今後の予定

意見募集の結果を踏まえて電波監理審議会（会長：笹瀬 巖 慶應義塾大学名誉教授）へ諮問し、同審議会の答申に基づき関係省令等の改正を行う予定です。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000348.html

Source: 総務省

総務省: 搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムの導入等のための制度整備: 省令案

Summary

電波法施行規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等についての意見募集—搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムの導入等のための制度整備—
電波法施行規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等について、意見募集が行われる。

令和 6 年 10 月 15 日

総務省は、搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムの導入等のため、電波法施行規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案等について、令和 6 年 10 月 16 日（水）から同年 11 月 14 日（木）までの間、意見募集を行います。

1 概要

搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムは、**6.7 MHz 帯を用いた電界結合方式**により電力を伝送するシステムであり、有線で接続することなく、工場や物流拠点で使用される搬送ロボットへの充電や給電を行うものです。昨今の労働人口の減少や物流業界のひっ迫に対し、自動搬送車（AGV）やロボットの活用が不可欠であるため、稼働中のAGVやロボットを停止させず、走行中給電が可能な搬送ロボット用ワイヤレス電力伝送システムの導入が求められています。

総務省はその技術的条件について、情報通信審議会（会長：遠藤 信博 日本電気株式会社特別顧問）から一部答申を受けました。これを受け、当該システムを導入するために必要な制度整備を行うため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等を作成しました。

また、**空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム**のうち、2.4 GHz 帯及び5.8 GHz 帯を使用するものについて、今後の更なる普及を見据え、特定無線設備に追加するため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案を作成しました。

このため、これらの省令案等に対して意見募集を行います。

2 意見募集対象

- (1) 電波法施行規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案（[別紙1](#)）
- (2) 平成14年総務省告示第544号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を改正する告示案（[別紙2](#)）
- (3) 平成28年総務省告示第69号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を改正する告示案（[別紙3](#)）
- (4) 平成28年総務省告示第70号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状態を定める件）の一部を改正する告示案（[別紙4](#)）

3 意見公募要領

[別紙5](#)のとおり。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000351.html

Source: 総務省

総務省: 情報通信審議会 情報通信技術分科会 AFC システム運用検討アドホックグループ

Summary

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 AFC システム運用検討アドホックグループ（第1回） 6 GHz 帯無線 LAN における AFC システムの運用体制等が検討開始された

6 GHz 帯（5925-7125 MHz）は、次世代無線 LAN 技術における重要な周波数帯域であり、特に Wi-Fi 6E および Wi-Fi 7 の基盤となっている。

6 GHz 帯は既存の免許を持つ様々な用途で長らく利用されてきた帯域であり、これらの既存システムとの干渉が大きな課題となる。特に、6425 MHz 以降の帯域については、干渉リスクが高く、これを解決するために、より高度な調整が求められる状況である。このような干渉に関する課題を解決する仕組みが AFC（Automated Frequency Coordination）システムである。

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 AFC システム運用検討アドホックグループ（第1回） 6 GHz 帯無線 LAN における AFC システムの運用体制等が検討開始された。

「諸外国における 6 GHz 帯周波数共用システム運用等に関する調査実施の方針」から

1. 調査研究の背景・目的

・本調査研究は、諸外国の AFC システムの導入事例や検討状況等に関する調査を行い、運用体制や運用モデルのあり方等についての検討に資することを目的として実施する。

背景① 6 GHz 帯活用の必要性

□ 6 GHz 帯（5925-7125 MHz）は、次世代無線 LAN 技術における重要な周波数帯域として注目を集めており、特に Wi-Fi 6E および Wi-Fi 7 の基盤となっていることから、国際的にその導入/検討が進んでいる。

□ しかしながら、6 GHz 帯は既存の免許を持つ様々な用途で長らく利用されてきた帯域であり、これらの既存システムとの干渉が大きな課題となる。5925-6425 MHz の帯域については、既に屋内の低電力での運用に関しては干渉の問題を回避する対策が講じられた。しかし、6425 MHz 以降の帯域については、干渉リスクが高く、これを解決するために、より高度な調整が求められる状況となっている。

背景② AFC システム導入/検討の現状

□ 上記のような干渉に関する課題を解決する仕組みが AFC（Automated Frequency Coordination）システムである。国際的には、米国やカナダでは、6425-7125 MHz の帯域で既に AFC システムを制度化し、一部モードで利用が可能となっている。

□ 我が国においても、現在、AFC システムのプロトタイプを構築し、その機能検証や確認を進めている。しかしながら、AFC システムの導入には技術的な検証に加え、運用モデルの構築が不可欠である。Wi-Fi の広範な利用が進む中では、既存の免許システムに干渉せず、安全・安定かつ信頼性の高い運用が求められるからである。

配付資料

資料番号	資料名	作成者
Ad-hoc1-1	6 GHz 帯無線 LAN における AFC システムの運用体制等の検討開始	事務局
Ad-hoc1-2	諸外国における 6 GHz 帯周波数共用システム運用等に関する調査実施の方針	PwC コンサルティング合同会社

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/rikujou/02kiban12_04000394.html

Source: 総務省

経済産業省: 日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2024年10月分）

Summary

日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2024年10月分）

2024年10月21日

JIS は、製品やサービスの品質などを定めた国家規格であり、社会的環境の変化に対応して、制定・改正を行っています。今月制定・改正した JIS についてお知らせします。

2. 今回の JIS の制定・改正内容

今回は、3 件の制定及び 5 件の改正を行いました。

なお、今月は認定産業標準作成機関から申出されたものではなく、すべて日本産業標準調査会審議による改正です。（資料 1）。

関連資料

[\(資料1\) 2024年10月21日公示リスト \(PDF形式: 117KB\)](#)

公示リストから一部抜粋

ロボティクスー用語	B0134
-----------	-------

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jiskouji/20241021001.html>

Source: 経済産業省

社長の独り言

2024年10月14日
濱口 慶一

皆様いかがお過ごしでしょうか？10月の半ばですが、まだ残暑を感じる日もありますね。米の供給不足が懸念され、価格が異常に高騰しているように感じます。令和の米騒動が起きないか懸念されます。最近、財務省が発表した令和6年6月末時点の国の借金は、過去最高の1311兆421億円に達しました。これらを踏まえ、政府も経済安全保障の観点から物事を捉えるようになっていますが、新しい総理大臣が誕生したと思ったら解散総選挙で、政治状況も安定しているとはいえません。

以前は監督省庁への訪問を断られていた時期もありましたが、最近は月1度の割合で訪問し、国の将来の方向性を確認させていただいております。以前に登録検査機関としての取り消し処分を受けたことに関して監督省庁から偏見は持たれていません。試買試験業務について、一般公募なので当社も参加するようにとのお言葉をいただきましたが、私の考える問題が解決されていないため、当面は参加しないと明言しました。試買試験に関して、NITEから出された結果を100%受け入れることに疑問を感じることもあると話したところ、製品安全技術者の力量向上に大切だから、そのような疑問はどんどん公言するようにとのご指導を受けました。読者の皆さんで試買試験の結果について議論したい方がいらっしゃいましたら、コスモスのホームページに公開して議論できるようにしたいと思います。いかがでしょうか。その際、結果を間違いだと決めつけず、多様な手法による安全規格要求事項への対応を議論する、というルールにしたいと思います。議論はNITEから公開された案件に限定しようと思います。個別の製品の案件は当社に相談してください。

監督省庁との話し合いの中で、関係者同士で多くの案件を相談し、意見交換する必要があるとも感じました。一橋大学の江藤学先生の提唱する、NITEを頂点とした認証機関、業界、日本規格協会などで構成された新しい協議会の創設を希望しましたが、国はJIS規格のIEC規格との整合化を早く軌道に乗せたいようです。この整合化が進み、IEC規格ベースのJIS規格で評価できる業界になっていくことを願っています。

第三者認証機関はコンサルティングができないとされていますが、「ISO/IEC 17065: 2012 製品認証機関に対する要求事項の解説と適用ガイド」の18ページに、製品認証制度に関する全般的な説明会を開催したり、規定要求事項についての一般的な解説を行うなど、個別の認証取得に直接関与しない取り組みはここでいうコンサルティングには当たらないと明記されています。他機関の認証案件についての問い合わせもお待ちしています。

当社を退職した技術者が製品安全業界で活動しているケースが多くなってきています。当社の元技術者として特別な技術を有すると宣伝しているところもあるようです。私は多くの製品安全技術者を育てた自負がありますが、当社での経験を営業戦略として使用されることには疑問を強く感じております。

趣味の日本蜜蜂の養蜂ですが、この暑さの影響で巣が溶け、巣落ちという事態になり、悲しいことにすべて逃げていってしまいました。

- ニュースレターの内容

本誌は、EMC、安全、及び省エネ (EMC, Safety and Energy Conservation) 分野に係り、世界の主要機関/地域により実施されかつ電気電子製品デバイスに適合が求められている規格/法規制について、その関連情報を、お届けいたします。

重要情報を幅広く調査、収集、かつ、要約して掲載し、当該分野の最新情報、潮流をすばやく捉えることができるようにいたします。情報源を明示しますので、貴殿の関心により、更に深い調査が可能で

です。本誌は各国への技術法規適合製品を試験 認証 開発 管理される部門の方にとり必読の内容です。

- 対象機関/地域: IEC 等国際機関、並びに、FCC, UL を含む米国、EU 及び UK, CENELEC, CEN を含む欧州、その他オセアニア、及び日本を含むアジアの各地域

- 情報源: カバー対象の機関、地域の Web site、或は情報サービス。又、ご協力のご同意を頂いた日本国内及び米国・欧州・中国・韓国・台湾などの当該分野権威者から提供された情報。

- 本誌購読のお申し込み方法

コスモス・コーポレーション CS 部 (カスタマーサービス部) まで Yamashita-jun@cosmos-corp.com
Tel 0598-30-5225 Fax 0598-30-5571

- 発行: 年間 11 回発行。各号 A4 版、40 ページ前後。

- 価格: 各号 2,000 円 (年間購読の場合 1 年 11,000 円)(消費税込)

- 本誌の内容案内、ご購読案内は、<https://www.safetyweb.co.jp/services/other/publication/>

本誌の記事が正確であるよう最大の努力を払っておりますが、間違いが含まれていることがあるかもしれません。本情報をご使用になられる場合はご自身でもう一度ご確認ください。

株式会社コスモス・コーポレーションは、下記 Web site の運営体からそれぞれ個別の条件の下、Web 情報の引用、転載につき許可を頂いております。翻訳転載された記事の著作権は著作権者に属します。本誌掲載記事の無断転載を禁じます。本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。

国際機関	IEC: International Electro technical Commission	国際電気標準会議
米州	A2LA: American Association for Laboratory Accreditation	米国試験所認定協会
	ANSI: American National Standards Institute	米国規格協会
	FCC: Federal Communications Commission	連邦通信委員会
	IEEE: Institute of Electric and Electronics Engineers	米国電気電子学会
	CSA: Canadian Standards Association	カナダ規格協会
欧州	CENELEC: European Committee for Electro technical Standardization	欧州電気技術標準化委員会
	ECO: European Communications Office	欧州通信オフィス
	ETSI: European Telecommunications Standards Institute	欧州電気通信標準協会
	EU/EC: European Union/European Commission	欧州連合/欧州委員会
オセアニア	ACMA: Australian Communications and Media Authority	オーストラリア通信/メディア局
	NZ: New Zealand Government Radio Spectrum Management	ニュージーランド政府 RSM
アジア	BSMI: Bureau of Standards, Metrology & Inspection	台湾經濟部標準檢驗局
	CNS: Chinese National Standards Online Service	台湾中国国家規格検索システム
日本	METI: Ministry of Economy, Trade and Industry	経済産業省
	MIC: Ministry of Internal Affairs and Communications	総務省
	NPB: National Printing Bureau	独立行政法人国立印刷局
	VCCI: Voluntary Control Council for Interference	一般財団法人 VCCI 協会

Cosmos Corporation is granted the copyright authorization for the reproduction of the Web site information from the above listed organizations with the individual condition. Further use, modification, redistribution of the information on the Cosmos Newsletter on EMC & Safety is strictly prohibited.

コスモス ニュースレター EMC & 安全 (Cosmos Newsletter on EMC & Safety) 2024-11-01 (No. 169)

発行所: 株式会社 コスモス・コーポレーション 本社・松阪事業所

住所: 〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地 1

ホームページ: <https://www.safetyweb.co.jp/>

発行人: 濱口慶一

編集人: 倉品光雄 iNARTE 認定 Certified EMC Engineer (EMC-002315-NE)

© 2024 株式会社コスモス・コーポレーション Cosmos Corporation

本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。